

豊 島 区 議 会 年 報

令和 5 年

豊 島 区 議 会 事 務 局

- ◇ この年報は、令和５年（１月～１２月）の議会活動を中心に収録したものです。
- ◇ 内容については、特に記載のあるもの以外は、令和５年１２月３１日現在です。

※ 「豊島区議会年報」に掲載している人名や地名などの文字については、会議録冊子等と一部異なる場合があります。正しい文字につきましては、「豊島区議会会議録」等でご確認ください。

目 次

【令和5年1月～4月（第19期）】

1	議会の構成	
(1)	議員数	3
(2)	議員名簿	3
(3)	党派等・会派等別議員数	4
(4)	会派等の構成議員及び正副幹事長	
①	会派等の構成議員	4
②	正副幹事長	5
(5)	議長・副議長	5
(6)	常任委員会の構成委員	5
(7)	議会運営委員会の構成委員	6
(8)	特別委員会の構成委員	6
(9)	広報編集委員会の構成議員	8
(10)	議会情報公開審査会の構成議員	8
(11)	議会改革検討会の構成議員	8
(12)	政治倫理検討会の構成議員	9
(13)	議員のうちから選任される監査委員	9
(14)	議員が就任する附属機関等	10
2	議会日程（1～4月）	11
3	会議開会の状況	
(1)	本会議	15
(2)	常任・議会運営・特別委員会	15
(3)	その他の会議	16
(4)	行政視察	16
4	議員の派遣	16
5	議案等	
(1)	議案等の提出状況	17
(2)	議案等の議決結果	18
(3)	令和5年度豊島区一般会計当初予算	22
6	請願・陳情	
(1)	請願・陳情の議決状況	23
(2)	請願の議決結果	24

(3) 陳情の議決結果	25
7 本会議での採決における各会派等の態度	
(1) 議案等の採決	28
(2) 請願・陳情の採決	31
8 議員提出議案等	
(1) 議員提出議案	33
(2) 要望書・要請書・抗議文	33
9 一般質問（発言通告）	56

【令和5年5月～12月（第20期）】

1 議会の構成	
(1) 議員数	61
(2) 議員名簿	61
(3) 党派等・会派等別議員数	62
(4) 会派等の構成議員及び正副幹事長	
① 会派等の構成議員	62
② 正副幹事長	63
(5) 議長・副議長	63
(6) 常任委員会の構成委員	63
(7) 議会運営委員会の構成委員	64
(8) 特別委員会の構成委員	64
(9) 広報編集委員会の構成議員	65
(10) 議会情報公開・個人情報保護審査会の構成議員	66
(11) 議会改革検討会の構成議員	66
(12) 政治倫理検討会の構成議員	66
(13) 議会報告会実行委員会の構成議員	66
(14) 議員のうちから選任される監査委員	66
(15) 議員が就任する附属機関等	67
2 議会日程（5～12月）	68
3 会議開会の状況	
(1) 本会議	76
(2) 常任・議会運営・特別委員会	76
(3) その他の会議	77

(4) 行政視察	77
4 議員の派遣	77
5 議案等	
(1) 議案等の提出状況	78
(2) 議案等の議決結果	79
(3) 令和4年度豊島区一般会計歳入歳出決算	89
6 請願・陳情	
(1) 請願・陳情の議決状況	90
(2) 請願の議決結果	91
(3) 陳情の議決結果	92
7 本会議での採決における各会派等の態度	
(1) 議案等の採決	94
(2) 請願・陳情の採決	100
8 議員提出議案等	
(1) 議員提出議案	105
(2) 要望書・要請書・抗議文	105
9 一般質問（発言通告）	113

【付記】

1 歴代区会・区議会議長、副議長	
(1) 歴代区議会議長、副議長	121
(2) 歴代区議会議長、副議長	121
2 歴代区長、助役、副区长	123
3 区議会事務局の組織と分掌事務	125
4 議会広報	126
5 豊島区議会会議録	127
6 議会図書室	128
7 区議会予算（令和5年度当初予算）	129
8 議会関係諸室配置図	
(1) 豊島区役所本庁舎8階	130
(2) 豊島区役所本庁舎9階	130

【令和5年1月～4月（第19期）】

1 議会の構成

(1) 議員数 条例定数 36 人（現員数 29 人）

（任期：令和元年 5 月 1 日～令和 5 年 4 月 30 日）

(2) 議員名簿

議席番号	氏名	党派等	会派等	住所	電話
1	小林 弘明	無所属	豊島区無所属元気の会	西池袋3-30-11 泰共フラットビル507	6914-3719
2	(欠員)				
3	石橋 正史	自由民主党	自由民主党豊島区議団	西巣鴨4-24-1	6903-7106
4	藤澤 愛子	自由民主党	自由民主党豊島区議団	南長崎2-16-10-408	070-6987-9472
5	(欠員)				
6	さくま 一生	立憲民主党	立憲民主党	駒込4-3-20-1215	070-6516-2571
7	(欠員)				
8	川瀬 さなえ	立憲民主党	立憲民主党としま	南池袋2-45-1	6336-5866
9	塚田 ひさこ	無所属	無所属の会	高田2-4-22-113	6914-3140
10	入江 あゆみ	あたらしい党	無所属の会	南池袋2-45-1	080-3675-7237
11	ふま ミチ	公明党	公明党豊島区議団	南長崎5-24-14	5982-2171
12	西山 陽介	公明党	公明党豊島区議団	池袋1-7-11	3981-5446
13	根岸 光洋	公明党	公明党豊島区議団	南大塚2-25-5	3944-8368
14	芳賀 竜朗	自由民主党	自由民主党豊島区議団	池袋1-16-20-1001	6823-4747
15	(欠員)				
16	池田 裕一	自由民主党	自由民主党豊島区議団	巣鴨4-14-17	3918-7578
17	中澤 まさゆき	都民ファーストの会	都民ファーストの会 豊島区議団・民主の会	池袋3-38-15	6912-9102
18	(欠員)				
19	ふるぼう 知生	無所属	無所属の会	東池袋5-48-12	6912-9595
20	わがい 哲代	無所属	無所属の会	雑司が谷1-34-15-302	3988-6046
21	儀武 さとる	日本共産党	日本共産党豊島区議団	巣鴨5-38-1	3918-9458
22	清水 みちこ	日本共産党	日本共産党豊島区議団	西池袋5-21-23	6912-8679
23	高橋 佳代子	公明党	公明党豊島区議団	高田1-12-15	3590-2633
24	辻 薫	公明党	公明党豊島区議団	要町2-5-13	3974-7736
25	島村 高彦	公明党	公明党豊島区議団	巣鴨1-6-13 オーク101	3945-9587
26	木下 広	公明党	公明党豊島区議団	長崎3-15-10	3554-4009
27	(欠員)				
28	磯 一昭	自由民主党	自由民主党豊島区議団	雑司が谷2-11-2	3984-1579
29	村上 宇一	自由民主党	自由民主党豊島区議団	池袋本町2-15-14	3971-1902
30	細川 正博	都民ファーストの会	都民ファーストの会 豊島区議団・民主の会	南大塚1-51-17	3945-2530
31	河原 弘明	都民ファーストの会	都民ファーストの会 豊島区議団・民主の会	南長崎3-39-1	3565-1813
32	星 京子	都民ファーストの会	都民ファーストの会 豊島区議団・民主の会	上池袋2-39-12	3916-4745
33	(欠員)				
34	里中 郁男	都民ファーストの会	都民ファーストの会 豊島区議団・民主の会	駒込6-34-2	3918-0336
35	小林 ひろみ	日本共産党	日本共産党豊島区議団	高松2-52-10	3955-8244
36	渡辺 くみ子	日本共産党	日本共産党豊島区議団	高田2-8-9-308	3971-1950

令和 5 年 1 月 27 日、元谷ゆりな議員（議席番号 18）より議員辞職願が提出され、同日辞職した。

令和 5 年 4 月 16 日、永野裕子議員（議席番号 33）が豊島区長選挙に立候補したため、同日付けで議員の職は自動失職となった。

(3) 党派等・会派等別議員数（党派党別内訳は、届出による。）

党 派 等 別	公明党	自 由 民主党	都民ファーストの会	日 本 共産党	無所属	あたらし い党
	7	6	5	4	3	1
会 派 等 別	7	6	5	4	4	
	公 明 党 豊島区議団	自由民主党 豊島区議団	都民ファーストの会 豊島区議団・民主の会	日本共産党 豊島区議団	無所属の会	

党 派 等 別	無所属	立 憲 民主党	立 憲 民主党
	1	1	1
会 派 等 別	1	1	1
	豊島区無所 属元気の会	立憲民主党	立憲民主党 としま

(4) 会派等の構成議員及び正副幹事長

①会派等の構成議員（◎幹事長 ○副幹事長）

公明党豊島区議団（7人）

略称：公明党

◎高 橋 佳代子	○西 山 陽 介	ふ ま ミ チ	根 岸 光 洋
辻 薫	島 村 高 彦	木 下 広	

自由民主党豊島区議団（6人）

略称：自民党豊島区議団

◎芳 賀 竜 朗	○池 田 裕 一	石 橋 正 史	藤 澤 愛 子
磯 一 昭	村 上 宇 一		

都民ファーストの会豊島区議団・民主の会（5人） 略称：都民ファーストの会・民主

◎河 原 弘 明	○中澤 まさゆき	細 川 正 博	星 京 子
里 中 郁 男			

日本共産党豊島区議団（4人）

略称：日本共産党

◎儀 武 さとる	○小 林 ひろみ	清 水 みちこ	渡 辺 くみ子
----------	----------	---------	---------

無所属の会（4人）

略称：無所属の会

◎わがい 哲 代	○入 江 あゆみ	塚 田 ひさこ	ふるぼう 知生
----------	----------	---------	---------

豊島区無所属元気の会（1人）

略称：無所属元気の会

小 林 弘 明			
---------	--	--	--

立憲民主党（1人）

略称：立憲民主

さくま 一 生			
---------	--	--	--

立憲民主党としま（1人）

略称：立憲としま

川 瀬 さなえ			
---------	--	--	--

②正副幹事長（◎幹事長 ○副幹事長）

公明党豊島区議団 (令和元年5月1日結成)	◎高橋佳代子 ○西山 陽介 令和4年5月1日～ 令和5年4月30日
自由民主党豊島区議団 (令和元年5月1日結成)	◎芳賀 竜朗 ○池田 裕一 令和4年3月24日～ 令和5年4月30日
都民ファーストの会 豊島区議団・民主の会 (令和元年5月1日結成)	◎河原 弘明 ○中澤まさゆき 令和4年5月1日～ 令和5年4月30日
日本共産党豊島区議団 (令和元年5月1日結成)	◎儀武さとる ○小林ひろみ 令和4年5月6日～ 令和5年4月30日
無所属の会 (令和元年5月1日結成)	◎わがい哲代 ○入江あゆみ 令和4年5月25日～ 令和5年4月30日

(5)議長・副議長

議 長	在 職 期 間	副 議 長	在 職 期 間
木下 広	令和4年5月25日～ 令和5年4月30日	永野 裕子	令和4年5月25日～ 令和5年4月16日

(6)常任委員会の構成委員（◎委員長 ○副委員長）

①総務委員会（定数7人、欠員1名）

(令和5年2月8日以前は定数8名。1月27日付委員会所属議員の辞職により現員7名（欠員1名）。2月8日以後は定数7名。4月16日付委員会所属議員の自動失職により現員6名（欠員1名））。

所管事項：政策経営部、総務部、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

在 任 期 間	氏 名
令和4年5月25日～ 令和5年1月27日	◎西山 陽介 ○芳賀 竜朗 塚田 ひさこ 元谷 ゆりな 島村 高彦 村上 宇一 永野 裕子 小林 ひろみ
令和5年1月28日～ 令和5年4月16日	◎西山 陽介 ○芳賀 竜朗 塚田 ひさこ 島村 高彦 村上 宇一 永野 裕子 小林 ひろみ
令和5年4月17日～ 令和5年4月30日	◎西山 陽介 ○芳賀 竜朗 塚田 ひさこ 島村 高彦 村上 宇一 小林 ひろみ

②区民厚生委員会（定数 8 人）

所管事項：区民部及び保健福祉部の所管に関する事項

在 任 期 間	氏 名
令和 4 年 5 月 25 日～ 令和 5 年 4 月 30 日	◎里 中 郁 男 ○池 田 裕 一 さくま 一 生 根 岸 光 洋 中澤 まさゆき わがい 哲 代 清 水 みちこ 木 下 広

③都市整備委員会（定数 7 人）

所管事項：環境清掃部及び都市整備部の所管に関する事項

在 任 期 間	氏 名
令和 4 年 6 月 16 日～ 令和 5 年 4 月 30 日	◎ふ ま ミ チ ○磯 一 昭 川 瀬 さなえ ふるぼう 知生 儀 武 さとる 辻 薫 星 京 子

④子ども文教委員会（定数 8 人）

所管事項：文化商工部、子ども家庭部及び教育委員会の所管に関する事項

在 任 期 間	氏 名
令和 4 年 6 月 8 日～ 令和 5 年 4 月 30 日	◎細 川 正 博 ○石 橋 正 史 小 林 弘 明 藤 澤 愛 子 入 江 あゆみ 高 橋 佳代子 河 原 弘 明 渡 辺 くみ子

(7) 議会運営委員会の構成委員（定数 8 人）

所管事項：地方自治法第 109 条第 3 項に規定する事項

在 任 期 間	氏 名
令和 4 年 5 月 25 日～ 令和 5 年 4 月 30 日	◎高 橋 佳代子 ○儀 武 さとる 西 山 陽 介 芳 賀 竜 朗 池 田 裕 一 中澤 まさゆき わがい 哲 代 河 原 弘 明

(8) 特別委員会の構成委員（◎委員長 ○副委員長）

①豊島副都心開発調査特別委員会（定数 36 人、欠員 7 名）

付託事項：副都心としての開発等の諸問題に関する調査

在 任 期 間	氏 名	(△小委員)
令和 4 年 6 月 7 日～ 令和 5 年 4 月 30 日	◎星 京 子 ○入 江 あゆみ ○辻 薫 ○小 林 ひろみ △石 橋 正 史 △塚 田 ひさこ △ふ ま ミ チ △中澤 まさゆき △清 水 みちこ	

※ 全議員が委員となっているため、上記以外の委員は省略

②行財政改革調査特別委員会（定数 9 人、欠員 1 名）

付託事項：特別区の事務事業及び財政制度に関する調査

在 任 期 間	氏 名
令和 4 年 5 月 28 日～ 令和 5 年 4 月 30 日	◎河 原 弘 明 ○村 上 宇 一 石 橋 正 史 入 江 あゆみ ふ ま ミ チ 木 下 広 星 京 子 小 林 ひろみ

③環境・清掃対策調査特別委員会（定数 9 人、欠員 2 名）

付託事項：リサイクル及びごみ問題並びに公害・環境問題に関する調査

在 任 期 間	氏 名
令和 4 年 6 月 16 日～ 令和 5 年 4 月 30 日	◎中澤 まさゆき ○渡 辺 くみ子 さくま 一 生 池 田 裕 一 わがい 哲 代 高 橋 佳代子 細 川 正 博

④防災・震災対策調査特別委員会（定数 9 人、欠員 3 名）

（令和 4 年 6 月 7 日から欠員 1 名。令和 5 年 1 月 27 日付委員会所属議員の辞職及び 4 月 16 日付委員会所属議員の自動失職により欠員計 3 名。）

付託事項：防災拠点、避難路、避難場所等に関する調査

在 任 期 間	氏 名
令和 4 年 6 月 7 日～ 令和 5 年 1 月 27 日	◎島 村 高 彦 ○元 谷 ゆりな 小 林 弘 明 西 山 陽 介 ふるぼう 知生 儀 武 さとる 磯 一 昭 永 野 裕 子
令和 5 年 1 月 28 日～ 令和 5 年 3 月 22 日	◎島 村 高 彦 小 林 弘 明 西 山 陽 介 ふるぼう 知生 儀 武 さとる 磯 一 昭 永 野 裕 子
令和 5 年 3 月 22 日～ 令和 5 年 4 月 16 日	◎島 村 高 彦 ○磯 一 昭 小 林 弘 明 西 山 陽 介 ふるぼう 知生 儀 武 さとる 永 野 裕 子
令和 5 年 4 月 17 日～ 令和 5 年 4 月 30 日	◎島 村 高 彦 ○磯 一 昭 小 林 弘 明 西 山 陽 介 ふるぼう 知生 儀 武 さとる

⑤公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会（定数 9 人、欠員 1 名）

付託事項：学校跡地、公共施設及び公共用地のあり方に関する調査

在 任 期 間	氏 名
令和 4 年 5 月 25 日～ 令和 5 年 4 月 30 日	◎藤 澤 愛 子 ○清 水 みちこ 川 瀬 さなえ 塚 田 ひさこ 根 岸 光 洋 芳 賀 竜 朗 辻 薫 里 中 郁 男

⑥予算特別委員会（定数 16 人）

付託事項：令和 5 年度当初予算に関する審査

在 任 期 間	氏 名 (△小委員)
令和 5 年 2 月 8 日～ 令和 5 年 3 月 14 日	◎西山陽介 ○磯 一 昭 △藤 澤 愛 子 △入 江 あゆみ △清 水 みちこ △辻 薫 △星 京 子 さくま 一 生 川 瀬 さなえ 芳 賀 竜 朗 池 田 裕 一 わがい 哲 代 木 下 広 細 川 正 博 里 中 郁 男 渡 辺 くみ子

(9) 広報編集委員会の構成議員（5 人）（◎委員長 ○委員長代理）

所掌事務：議会広報紙の編集、議会のホームページ及び議会日程の告知ポスターに関すること

在 任 期 間	氏 名
令和 4 年 11 月 10 日～ 令和 5 年 1 月 27 日	◎ふ ま ミ チ ○元 谷 ゆりな 塚 田 ひさこ 池 田 裕 一 清 水 みちこ
令和 5 年 1 月 28 日～ 令和 5 年 3 月 13 日	◎ふ ま ミ チ 塚 田 ひさこ 池 田 裕 一 中澤 まさゆき 清 水 みちこ
令和 5 年 3 月 13 日～ 令和 5 年 4 月 30 日	◎ふ ま ミ チ ○池 田 裕 一 塚 田 ひさこ 中澤 まさゆき 清 水 みちこ

(10) 議会情報公開審査会の構成議員（8 人）（◎会長 ○副会長）

審査事項：議会情報公開決定等に係る審査請求についての審査

在 任 期 間	氏 名
令和 4 年 6 月 1 日～ 令和 5 年 4 月 30 日	◎高 橋 佳代子 ○河 原 弘 明 西 山 陽 介 芳 賀 竜 朗 池 田 裕 一 中澤 まさゆき ふるぼう 知生 儀 武 さとる

※条例改正により令和 5 年 4 月 1 日付議会情報公開・個人情報保護審査会に名称変更

(11) 議会改革検討会の構成議員（8 人）（◎会長 ○副会長）

所掌事務：議会運営・活動全般を調査検討し、本区議会改革に向けた方策・要望をとりまとめること

在 任 期 間	氏 名
令和 4 年 7 月 29 日～ 令和 5 年 4 月 30 日	◎島 村 高 彦 ○河 原 弘 明 藤 澤 愛 子 芳 賀 竜 朗 ふるぼう 知生 高 橋 佳代子 細 川 正 博 小 林 ひろみ

(12) 政治倫理検討会の構成議員（8人）（◎会長 ○副会長）

所掌事務：（仮称）豊島区議会議員の政治倫理に関する条例の整備等について調査・検討すること

在任期間	氏名
令和4年9月1日～ 令和5年4月30日	◎高橋 佳代子 ○河原 弘明 芳賀 竜朗 池田 裕一 中澤 まさゆき わがい 哲代 島村 高彦 小林 ひろみ

(13) 議員のうちから選任される監査委員

在任期間	氏名
令和4年5月25日～ 令和5年4月30日	根岸 光洋

(14) 議員が就任する附属機関等

機 関 名	氏 名					
基本構想審議会	ふるぼう知生	高橋 佳代子	村上 宇一	小林 ひろみ		
行政情報公開・個人情報保護審議会	藤澤 愛子	辻 薫	河原 弘明	小林 ひろみ		
表彰審査会	小林 弘明 わがい 哲代	石橋 正史 清水 みちこ	さくま 一生 星 京子	ふま ミチ		
財産価格審議会	根岸 光洋 星 京子	池田 裕一 渡辺 くみ子	木下 広	細川 正博		
消防団運営委員会	石橋 正史 細川 正博	儀武 さとる	島村 高彦	木下 広		
防災会議	藤澤 愛子 島村 高彦	中澤まさゆき 村上 宇一	儀武 さとる	辻 薫		
国民保護協議会	藤澤 愛子 島村 高彦	塚田 ひさこ 村上 宇一	ふま ミチ	中澤まさゆき		
リサイクル・清掃審議会	川瀬 さなえ	西山 陽介	磯 一昭			
民生委員推薦会	入江 あゆみ	池田 裕一				
保健福祉審議会	島村 高彦	村上 宇一	里中 郁男	渡辺 くみ子		
国民健康保険運営協議会	池田 裕一 河原 弘明	ふるぼう知生 小林 ひろみ	清水 みちこ	高橋 佳代子		
青少年問題協議会	石橋 正史	根岸 光洋	清水 みちこ	河原 弘明		
都市計画審議会	藤澤 愛子 細川 正博	高橋 佳代子 里中 郁男	辻 薫 渡辺 くみ子	磯 一昭		
景観審議会	小林 弘明 芳賀 竜朗	川瀬 さなえ 中澤まさゆき	塚田 ひさこ	西山 陽介		
住宅対策審議会	石橋 正史 磯 一昭	ふるぼう知生 里中 郁男	儀武 さとる	高橋 佳代子		
男女共同参画推進会議	石橋 正史	ふま ミチ	清水 みちこ	星 京子		
自転車等駐車対策協議会	芳賀 竜朗	儀武 さとる	木下 広			
としま未来文化会議	芳賀 竜朗 里中 郁男	清水 みちこ	辻 薫	星 京子		
東京広域勤労者サービスセンターサービス向上懇談会	さくま 一生	根岸 光洋	中澤まさゆき	磯 一昭		
豊島区社会福祉事業団評議員会	西山 陽介	池田 裕一				
豊島健康診査センター評議員会	西山 陽介	芳賀 竜朗	河原 弘明	渡辺 くみ子		
豊島区土地開発公社評議員会	入江 あゆみ 中澤まさゆき 木下 広	西山 陽介 わがい 哲代 河原 弘明	芳賀 竜朗 儀武 さとる 小林 ひろみ	池田 裕一 高橋 佳代子		
交通安全協議会	ふま ミチ	中澤まさゆき	木下 広	細川 正博		

2 議会日程

令和5年1月

	曜	会 議 等
1	日	元日
2	月	振替休日
3	火	
4	水	
5	木	
6	金	豊島副都心開発調査特別委員会小委員会
7	土	
8	日	
9	月	成人の日
10	火	
11	水	防災・震災対策調査特別委員会
12	木	
13	金	豊島副都心開発調査特別委員会
14	土	
15	日	
16	月	正副幹事長会、常任委員長会、議会運営委員会
17	火	
18	水	
19	木	
20	金	
21	土	
22	日	
23	月	
24	火	議会改革検討会
25	水	行財政改革調査特別委員会、環境・清掃対策調査特別委員会
26	木	公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会
27	金	広報編集委員会、政治倫理検討会
28	土	
29	日	
30	月	正副幹事長会、委員長会
31	火	予算内示会

令和5年2月

	曜	会 議 等
1	水	正副幹事長会（告示）、議会運営委員会、世話人会
2	木	委員長会
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	正副幹事長会、世話人会、議会運営委員会
8	水	議員協議会、本会議（第1回定例会（初日））、予算特別委員会
9	木	
10	金	予算特別委員会小委員会
11	土	建国記念の日
12	日	
13	月	
14	火	正副幹事長会、議会運営委員会、議員協議会、本会議（第1回定例会（一般質問））
15	水	本会議（第1回定例会（一般質問））
16	木	
17	金	総務委員会、区民厚生委員会
18	土	
19	日	
20	月	都市整備委員会、子ども文教委員会
21	火	議会運営委員会、子ども文教委員会
22	水	正副幹事長会、総務委員会
23	木	天皇誕生日
24	金	正副幹事長会、議会運営委員会、議員協議会、本会議（第1回定例会（中間本会議）） 予算特別委員会小委員会、世話人会、正副幹事長会、区民厚生委員会、子ども文教委員会
25	土	
26	日	
27	月	予算特別委員会
28	火	予算特別委員会

令和 5 年 3 月

	曜	会 議 等
1	水	
2	木	予算特別委員会
3	金	予算特別委員会
4	土	
5	日	
6	月	予算特別委員会
7	火	予算特別委員会
8	水	
9	木	予算特別委員会
10	金	予算特別委員会
11	土	
12	日	
13	月	予算特別委員会小委員会、広報編集委員会、政治倫理検討会
14	火	予算特別委員会
15	水	正副幹事長会、議会運営委員会
16	木	
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	議員協議会、本会議（第 1 回定例会（最終日））
21	火	春分の日
22	水	行財政改革調査特別委員会、防災・震災対策調査特別委員会 環境・清掃対策調査特別委員会、公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会
23	木	豊島副都心開発調査特別委員会小委員会
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	
30	木	議員協議会、豊島副都心開発調査特別委員会
31	金	

令和5年4月

	曜	会 議 等
1	土	
2	日	
3	月	
4	火	
5	水	
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	区議会議員・区長選挙告示日
17	月	
18	火	
19	水	
20	木	
21	金	
22	土	
23	日	区議会議員・区長選挙投開票日
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	
28	金	
29	土	昭和の日
30	日	

3 会議開会の状況

(1) 本会議

会期等	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	会議時間合計 《 傍聴者数 》
第1回定例会 2/8 ～ 3/20 (41 日間)		4	1										5	14 時間 50 分 《 117 人 》
合計 (41 日間)		4	1										5	14 時間 50 分 《 117 人 》

(2) 常任・議会運営・特別委員会

① 常任委員会

委員会名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	会議時間合計 (視察時間)
総務委員会		2											2	6 時間 11 分
区民厚生委員会		2											2	4 時間 6 分
都市整備委員会		1											1	3 時間 10 分
子ども文教委員会		3											3	7 時間 58 分
常任委員会 計		8											8	21 時間 25 分

② 議会運営委員会

委員会名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	会議時間合計 (視察時間)
議会運営委員会	1	5	1										7	2 時間 4 分

③ 特別委員会

委員会名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	会議時間合計 (視察時間)
豊島副都心開発調査特別委員会	1		1										2	2 時間 12 分
小委員会	1		1										2	0 時間 12 分
行財政改革調査特別委員会 (現地視察)	1 (1)		1										2 (1)	0 時間 42 分 (4 時間 13 分)
環境・清掃対策調査特別委員会	1		1										2	2 時間 15 分
防災・震災対策調査特別委員会	1		1										2	0 時間 37 分
公共施設・公共用地有効活用対策 調査特別委員会	1		1										2	1 時間 20 分
予算特別委員会		3	7										10	34 時間 27 分
小委員会		2	1										3	0 時間 37 分
特別委員会 計	5	3	12										20	41 時間 33 分
小委員会計	1	2	2										5	0 時間 49 分
(現地視察計)	(1)												(1)	(4 時間 13 分)
(オンライン視察計)														(0 時間 0 分)

(3) その他の会議

会議名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	会議時間合計
議員協議会		3	2										5	2 時間 49 分
委員長会	2	1											3	1 時間 3 分
正副幹事長会	2	6	1										9	7 時間 51 分
世話人会		3											3	0 時間 56 分
予算内示会	1												1	0 時間 53 分
広報編集委員会	1		1										2	1 時間 39 分
議会情報公開審査会													0	0 時間 0 分
議会改革検討会	1												1	0 時間 40 分
政治倫理検討会	1		1										2	1 時間 2 分

(4) 行政視察

①現地視察

委員会名	日程	目的	視察先
行財政改革調査特別委員会	1/25	その他関連事項 ・民間企業のDX好事例	日本マイクロソフト株式会社 本社

②オンライン視察

なし

4 議員の派遣

なし

5 議案等

(1) 議案等の提出状況

種 別	第 1 回 定例会					計
A 条例等の制定・改廃	15 (5)					15 (5)
B 予算	7					7
C 決算						
D 議決に付すべき契約・財産の 取得及び処分	1					1
E 負担付きの寄附・贈与の受領						
F 訴えの提起・和解・調停・損 害賠償額の決定	2					2
G 特別区道路線等の認定・廃止						
H 選挙						
I 特別職の選任・任命の同意	1					1
J 意見書・決議						
K その他	5 (3)					5 (3)
計	31 (8)					31 (8)

注：（ ）内の数は、議員が提出したもので内数。

(2) 議案等の議決結果

①第1回定例会

(2月8日 ～ 3月20日)

A：条例等の制定・改廃
 B：予算
 C：決算
 D：議決に付すべき契約・財産の取得及び処分
 E：負担付きの寄附・贈与の受領
 F：訴えの提起・和解・調停・損害賠償額の決定
 G：特別区道路線等の認定・廃止
 H：選挙
 I：特別職の選任・任命の同意
 J：意見書・決議
 K：その他

議案番号		件 名	主 要 内 容	議決年月日
提出年月日	付託委員会			議 決 結 果
提 出 者	種 別			備 考
—	—	会期	第1回定例会の会期を2月8日から3月20日までの41日間とする。	R5.2.8
R5.2.8	—			決 定
議 員	K			—
報 告 第 1 号	—	専決処分の報告について	区営住宅の使用料及び共益費を滞納し、本件住宅の明渡しにも応じない相手方に対し令和4年10月20日に行った、本件住宅の明渡しを求めるとともに、本件住宅に係る損害金の支払並びに仮執行の宣言を求める訴えの提起に係る東京地方裁判所令和4年（ワ）第28862号建物明渡等請求事件に係る訴訟上の和解についての専決処分を報告する。	R5.2.8
R5.2.8	—			報 告 聴 取
区 長	F			—
報 告 第 2 号	—	専決処分の報告について	豊島区立池袋本町小学校の移動教室の帰路に休憩のため立ち寄った中央自動車道上り石川パーキングエリアにおいて、同学校校長が児童を誘導する際、相手方が所有する駐車中の車両の右側サイドミラーに接触し、同車両が損傷した事故について、相手方と区が交わした和解の専決処分を報告する。	R5.2.8
R5.2.8	—			報 告 聴 取
区 長	F			—
第 1 号 議 案	—	豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	子どもの医療費の助成に関する事務、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務及び児童育成手当の支給に関する事務において、公的給付支給等口座登録簿関係情報の連携を可能とすること等について所要の改正を行う。	R5.3.20
R5.2.8	総 務			原 案 可 決
区 長	A			—
第 2 号 議 案	—	豊島区手数料条例の一部を改正する条例	マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、マンションの管理計画の認定申請等に関する審査手数料を新設するほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請等に対する審査手数料について所要の改正を行う。	R5.3.20
R5.2.8	総 務			原 案 可 決
区 長	A			—
第 3 号 議 案	—	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	フルタイム会計年度任用職員等における退職手当の支給要件を緩和することについて所要の改正を行う。	R5.3.20
R5.2.8	総 務			原 案 可 決
区 長	A			—

議案番号		件 名	主な内容	議決年月日
提出年月日	付託委員会			議 決 結 果
提 出 者	種 別			備 考
第 4 号 議 案	豊島区印鑑条例の一部を改正する条例	豊島区印鑑条例の一部を改正する条例	移動端末設備を使用して多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請ができるように所要の改正を行う。	R5. 3. 20
R5. 2. 8	区 民 厚 生			原 案 可 決
区 長	A			—
第 5 号 議 案	豊島区環境基本条例の一部を改正する条例	豊島区環境基本条例の一部を改正する条例	脱炭素社会の実現に向けて取り組むことについて所要の改正を行う。	R5. 3. 20
R5. 2. 8	都 市 整 備			原 案 可 決
区 長	A			—
第 6 号 議 案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、関係条例の一部について所要の改正を行うほか、規定の整備を図る。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、関係条例の一部について所要の改正を行うほか、規定の整備を図る。	R5. 3. 20
R5. 2. 8	子 ども 文 教			原 案 可 決
区 長	A			—
第 7 号 議 案	豊島区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	豊島区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	社会情勢等の変化を踏まえ、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額の助成について所要の改正を行う。	R5. 3. 20
R5. 2. 8	子 ども 文 教			原 案 可 決
区 長	A			—
第 8 号 議 案	財産の減額譲渡について	財産の減額譲渡について	旧竹岡健康学園の土地及び建物を譲渡金額2,869万円で株式会社プラネアールに減額譲渡する。	R5. 3. 20
R5. 2. 8	総 務			原 案 可 決
区 長	D			—
第 9 号 議 案	豊島区立心身障害者福祉ホームの指定管理者の指定の一部の変更について	豊島区立福祉ホームさくらんぼの改修計画の変更に伴い、豊島区立福祉ホームさくらんぼについて、指定管理者の指定の期間を令和7年9月30日まで延長する。	豊島区立福祉ホームさくらんぼの改修計画の変更に伴い、豊島区立福祉ホームさくらんぼについて、指定管理者の指定の期間を令和7年9月30日まで延長する。	R5. 3. 20
R5. 2. 8	区 民 厚 生			原 案 可 決
区 長	K			—
第 10 号 議 案	豊島区立熊谷守一美術館の指定管理者の指定について	豊島区立熊谷守一美術館の指定管理者に株式会社榎を指定する。	豊島区立熊谷守一美術館の指定管理者に株式会社榎を指定する。	R5. 3. 20
R5. 2. 8	子 ども 文 教			原 案 可 決
区 長	K			—
第 11 号 議 案	令和4年度豊島区一般会計補正予算（第9号）	令和4年度豊島区一般会計補正予算（第9号）	補正前の額：1,473億1,774万1,000円 補正予算額： 2億3,341万9,000円 補正後の額：1,475億5,116万 円	R5. 2. 24
R5. 2. 8	総 務			原 案 可 決
区 長	B			—
第 12 号 議 案	令和4年度豊島区一般会計補正予算（第10号）	令和4年度豊島区一般会計補正予算（第10号）	補正前の額：1,475億5,116万 円 補正予算額： 75億6,881万5,000円 補正後の額：1,551億1,997万5,000円	R5. 3. 20
R5. 2. 8	総 務			原 案 可 決
区 長	B			—
第 13 号 議 案	令和5年度豊島区一般会計予算	令和5年度豊島区一般会計予算	予 算 額： 1,361億5,078万9,000円	R5. 3. 20
R5. 2. 8	予 算 特 別			原 案 可 決
区 長	B			—
第 14 号 議 案	令和5年度豊島区国民健康保険事業会計予算	令和5年度豊島区国民健康保険事業会計予算	予 算 額： 317億6,822万6,000円	R5. 3. 20
R5. 2. 8	予 算 特 別			原 案 可 決
区 長	B			—
第 15 号 議 案	令和5年度豊島区後期高齢者医療事業会計予算	令和5年度豊島区後期高齢者医療事業会計予算	予 算 額： 69億5,491万9,000円	R5. 3. 20
R5. 2. 8	予 算 特 別			原 案 可 決
区 長	B			—

議案番号		件 名	主な内容	議決年月日
提出年月日	付託委員会			議 決 結 果
提 出 者	種 別			備 考
第 1 6 号 議 案		令和5年度豊島区介護保険事業会計予算	予 算 額 : 212億9,296万6,000円	R5.3.20
R5.2.8	予 算 特 別			原 案 可 決
区 長	B			—
—		予算特別委員会の設置及び第13号議案～第16号議案の付託についての動議	議長指名の委員16名で構成する予算特別委員会を設置し、4議案を付託する。	R5.2.8
R5.2.8	—			決 定
議 員	K			—
—		予算特別委員の選任	議長指名により選任する。	R5.2.8
R5.2.8	—			選 任
議 員	K			—
議員提出議案第 1 号		豊島区議会委員会条例の一部を改正する条例	総務委員会の委員の定数を改める。	R5.2.8
R5.2.8	—			原 案 可 決
議 員	A			—
議員提出議案第 2 号		豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	議員が公務のため豊島区の区域外に旅行したときの旅費について、旅行雑費及び食卓料を廃止し、宿泊料の支給を相当額の範囲内の実費額とする。	R5.2.8
R5.2.8	—			原 案 可 決
議 員	A			—
議員提出議案第 3 号		豊島区議会個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める。	R5.2.8
R5.2.8	—			原 案 可 決
議 員	A			—
議員提出議案第 4 号		豊島区議会情報公開条例の一部を改正する条例	個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、不開示情報等の定義の整合性を図るほか、所要の改正を行う。	R5.2.8
R5.2.8	—			原 案 可 決
議 員	A			—
議員提出議案第 5 号		豊島区学校給食費を無償化にする条例	学校給食費を負担する児童又は生徒の保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進する。	R5.3.20
R5.2.8	子ども文教			継 続 審 査
議 員	A			※審議未了
第 1 7 号 議 案		豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額及び低所得者の保険料軽減を判定する所得判定基準を改定し、並びに特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の一部改正に伴い、保険料率等及び出産育児一時金の支給額を改定するほか、所要の改正を行う。	R5.3.20
R5.2.24	区 民 厚 生			原 案 可 決
区 長	A			—
第 1 8 号 議 案		豊島区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、業務継続計画の策定等について定めるほか、所要の改正を行う。	R5.3.20
R5.2.24	子ども文教			原 案 可 決
区 長	A			—

議案番号		件 名	主な内容	議決年月日
提出年月日	付託委員会			議 決 結 果
提 出 者	種 別			備 考
第 1 9 号 議 案		豊島区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、自動車を運行する場合における子どもの所在の確認について定めるほか、所要の改正を行う。	R5. 3. 20
R5. 2. 24	子ども文教			原 案 可 決
区 長	A			—
第 2 0 号 議 案				R5. 3. 20
R5. 2. 24	予 算 特 別	令和5年度豊島区一般会計補正予算（第1号）	補正前の額：1,361億5,078万9,000円 補正予算額：41億3,345万3,000円 補正後の額：1,402億8,424万2,000円	原 案 可 決
区 長	B			—
第 2 1 号 議 案				R5. 3. 20
R5. 3. 20	—	豊島区監査委員の選任について	被選任者：奥 島 正 信	同 意
区 長	I			—

※R5. 4. 30 豊島区議会議員の任期満了に伴い、審議未了となる。

(3) 令和5年度豊島区一般会計当初予算

歳入予算

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 特別区税	36,782,383	33,441,251	3,341,132
2 地方譲与税	440,000	447,000	△ 7,000
3 利子割交付金	100,000	78,000	22,000
4 配当割交付金	590,000	513,000	77,000
5 株式等譲渡所得割交付金	400,000	400,000	0
6 地方消費税交付金	8,300,000	7,661,000	639,000
7 環境性能割交付金	100,000	79,000	21,000
8 地方特例交付金	113,000	131,000	△ 18,000
9 特別区交付金	33,600,000	31,700,000	1,900,000
10 交通安全対策特別交付金	26,000	26,000	0
11 分担金及び負担金	1,134,678	1,162,694	△ 28,016
12 使用料及び手数料	3,260,488	3,235,236	25,252
13 国庫支出金	27,094,628	27,305,234	△ 210,606
14 都支出金	10,909,921	11,180,915	△ 270,994
15 財産収入	572,011	492,007	80,004
16 寄附金	32,064	32,914	△ 850
17 繰入金	6,120,526	9,132,700	△ 3,012,174
18 繰越金	1	1	0
19 諸収入	4,382,089	4,186,744	195,345
20 特別区債	2,193,000	4,587,000	△ 2,394,000
歳 入 合 計	136,150,789	135,791,696	359,093

歳出予算

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 議会費	646,571	651,207	△ 4,636
2 政策経営費	6,369,432	6,679,094	△ 309,662
3 総務費	7,051,196	7,979,303	△ 928,107
4 区民費	13,210,110	11,719,302	1,490,808
5 文化商工費	6,001,974	5,735,014	266,960
6 環境清掃費	5,249,203	4,748,279	500,924
7 福祉費	32,351,319	31,709,328	641,991
8 衛生費	5,050,552	8,388,415	△ 3,337,863
9 子ども家庭費	30,113,017	28,612,109	1,500,908
10 都市整備費	17,650,098	14,292,562	3,357,536
11 教育費	10,206,371	12,545,608	△ 2,339,237
12 公債費	1,850,946	2,331,475	△ 480,529
13 予備費	400,000	400,000	0
歳 出 合 計	136,150,789	135,791,696	359,093

6 請願・陳情

(1) 請願・陳情の議決状況

		付 託 委 員 会																				計									
		総 務					区民厚生					都市整備					子ども文教										議会運営				
		新規付託	採択	不採択	取下	継続審査	新規付託	採択	不採択	取下	継続審査	新規付託	採択	不採択	取下	継続審査	新規付託	採択	不採択	取下	継続審査	新規付託	採択	不採択	取下	継続審査	新規付託	採択	不採択	取下	継続審査
第一回定例会分	請願														1			1									1	0	1	0	0
	陳情	2				2	1		1						1					1	3		1			2	7	0	2	0	5
合 計	請願														1			1									1	0	1	0	0
	陳情	2				2	1		1						1					1	3		1			2	7	0	2	0	5
前 年 分	請願					0					1					0					0					0					1
	陳情					7					4					11					6					5					33
審議未了件数	請願					0					1					0					0					0					1
	陳情					9					4					11					7					7					38

(2) 請願の議決結果

受 理 番 号 ・ 受 理 日		件 名	議決年月日
付託年月日	付託委員会		議 決 結 果
備 考			意 見 書 等
元請願第4号・11/11		片手しか使えない障害者にトイレに流せるティッシュペーパーの支給を求める請願	R5.3.20
R1.11.19	区 民 厚 生		継続審査
—			※審議未了
5 請願第1号・2/2		消費税のインボイス制度の窮状に対する理解を求める請願	R5.3.20
R5.2.8	子ども文教		不採択
意見陳述			—

※R5.4.30 豊島区議会議員の任期満了に伴い、審議未了となる。

(3) 陳情の議決結果

受 理 番 号 ・ 受 理 日		件 名	議決年月日
付託年月日	付託委員会		議 決 結 果
備 考			意 見 書 等
元陳情第 1 号 ・ 5/10		日出町第二公園交差点で発生した交通事故についての意見陳情	R5. 3. 20
R1. 6. 19	都 市 整 備		継 続 審 査
—			※審議未了
元陳情第 4 号 ・ 5/29		日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情	R5. 3. 20
R1. 6. 19	総 務		継 続 審 査
—			※審議未了
元陳情第 6 号 ・ 6/14		違法民泊事業から住民の生活を守る陳情	R5. 3. 20
R1. 6. 19	区 民 厚 生		継 続 審 査
—			※審議未了
元陳情第 8 号 ・ 6/14		旧区立朝日中学校跡地に園庭のある認可保育園の建設を求める陳情	R5. 3. 20
R1. 6. 19	子ども文教		継 続 審 査
—			※審議未了
元陳情第12号 ・ 11/12		都心上空低空飛行ルート計画について学校・保育園・幼稚園等、施設関係者、保護者向けの説明会の実施を求める陳情	R5. 3. 20
R1. 11. 19	都 市 整 備		継 続 審 査
—			※審議未了
元陳情第15号 ・ 11/14		長崎・南長崎地域に銭湯の確保を求める陳情	R5. 3. 20
R1. 11. 19	子ども文教		継 続 審 査
—			※審議未了
2陳情第 3 号 ・ 1/23		豊島区でのソフト面のバリアフリーの確立を求める陳情	R5. 3. 20
R2. 2. 12	子ども文教		継続審査
—			※審議未了
2陳情第 4 号 ・ 2/4		I K E B U S 活用の向上を求める陳情	R5. 3. 20
R2. 2. 12	都 市 整 備		継続審査
—			※審議未了
2陳情第 6 号 ・ 2/6		朝日中学校跡地利用に関する陳情	R5. 3. 20
R2. 2. 12	子ども文教		継続審査
—			※審議未了
2陳情第 7 号 ・ 2/7		急な坂についての陳情	R5. 3. 20
R2. 3. 17	都 市 整 備		継続審査
—			※審議未了
2陳情第18号 ・ 5/27		児童の権利に関する条約に基づいた別居・離婚後の親子交流を促進する運用・法整備を求める陳情	R5. 3. 20
R2. 6. 16	子ども文教		継続審査
—			※審議未了
2陳情第19号 ・ 5/27		新型コロナウイルス感染症から区民生活をまもり、安心・安全に生活ができるようにするための陳情	R5. 3. 20
R2. 6. 16	区 民 厚 生		継続審査
—			※審議未了
2陳情第22号 ・ 9/8		児童の権利に関する条約に基づいた児童虐待防止に向けた周知と運用を求める陳情	R5. 3. 20
R2. 9. 16	子ども文教		継続審査
—			※審議未了

受 理 番 号 ・ 受 理 日	件 名	議 決 年 月 日
付 託 年 月 日 付 託 委 員 会		議 決 結 果
備 考		意 見 書 等
2 陳 情 第 23 号 ・ 9 / 8	アパートの二階または上階に居住する高齢者・障害者の転居支援についての陳情	R5. 3. 20
R2. 9. 16 都 市 整 備		継 続 審 査
—		※ 審 議 未 了
2 陳 情 第 27 号 ・ 11 / 13	中池袋公園で行われているアニメ関連グッズのトレード交換行為に関する陳情	R5. 3. 20
R2. 11. 18 都 市 整 備		継 続 審 査
—		※ 審 議 未 了
3 陳 情 第 9 号 ・ 6 / 1	中池袋公園内に公衆用トイレ設置の陳情	R5. 3. 20
R3. 6. 16 都 市 整 備		継 続 審 査
—		※ 審 議 未 了
3 陳 情 第 10 号 ・ 6 / 1	脱原発、脱炭素をすすめ、再生可能エネルギー電力の割合を高めることを求める陳情	R5. 3. 20
R3. 6. 16 都 市 整 備		継 続 審 査
—		※ 審 議 未 了
3 陳 情 第 13 号 ・ 6 / 11	ウォシュレット・難病患者福祉手当についての陳情	R5. 3. 20
R3. 6. 16 区 民 厚 生		継 続 審 査
—		※ 審 議 未 了
3 陳 情 第 14 号 ・ 6 / 11	豊島区男女共同参画についての陳情	R5. 3. 20
R3. 6. 16 総 務		継 続 審 査
—		※ 審 議 未 了
3 陳 情 第 17 号 ・ 7 / 9	区営の原付駐車場の利用範囲拡大についての陳情	R5. 3. 20
R3. 7. 14 都 市 整 備		継 続 審 査
—		※ 審 議 未 了
4 陳 情 第 4 号 ・ 2 / 3	核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加を国に求める意見書を提出することについての陳情	R5. 3. 20
R4. 2. 9 総 務		継 続 審 査
—		※ 審 議 未 了
4 陳 情 第 7 号 ・ 4 / 11	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情	R5. 3. 20
R4. 6. 8 総 務		継 続 審 査
—		※ 審 議 未 了
4 陳 情 第 9 号 ・ 4 / 25	豊島区議会議員による政治資金規正法違反の全容解明のために第3者による委員会設置を求める陳情	R5. 3. 20
R4. 6. 8 議 会 運 営		継 続 審 査
—		※ 審 議 未 了
4 陳 情 第 10 号 ・ 4 / 25	自民党豊島区議団の歴代正副幹事長による政治資金規正法違反の疑いの全容解明を求める陳情	R5. 3. 20
R4. 6. 8 議 会 運 営		継 続 審 査
—		※ 審 議 未 了
4 陳 情 第 11 号 ・ 5 / 2	女性トイレの維持及びその安心安全の確保について国に意見書を出すことを求める陳情	R5. 3. 20
R4. 6. 8 総 務		継 続 審 査
—		※ 審 議 未 了
4 陳 情 第 12 号 ・ 5 / 9	緊急事態に関する国会審議を求める意見書の提出を求める陳情	R5. 3. 20
R4. 6. 8 総 務		継 続 審 査
—		※ 審 議 未 了

受 理 番 号 ・ 受 理 日		件 名	議 決 年 月 日
付 託 年 月 日	付 託 委 員 会		議 決 結 果
備 考			意 見 書 等
4 陳 情 第 13 号 ・ 5/19	I K E B U S が 導 入 さ れ た 経 緯 と 今 後 の 運 用 の 見 解 の 説 明 を 区 長 に 求 め る 陳 情	R4.6.8 都 市 整 備 —	R5.3.20
R4.6.8			継 続 審 査
—			※ 審 議 未 了
4 陳 情 第 15 号 ・ 5/23	自 民 党 豊 島 区 議 団 の 歴 代 正 副 幹 事 長 に よ る 政 治 資 金 規 正 法 違 反 の 疑 い の 全 容 解 明 を 求 め る 陳 情	R4.6.8 議 会 運 営 —	R5.3.20
R4.6.8			継 続 審 査
—			※ 審 議 未 了
4 陳 情 第 16 号 ・ 5/27	政 治 資 金 規 正 法 違 反 事 件 に つ い て 豊 島 区 議 会 と し て の 区 民 へ の 説 明 責 任 を 求 め る 陳 情	R4.6.8 議 会 運 営 —	R5.3.20
R4.6.8			継 続 審 査
—			※ 審 議 未 了
4 陳 情 第 18 号 ・ 5/31	豊 島 区 に お け る 北 朝 鮮 の 拉 致 被 害 に つ い て 啓 発 を 強 め 国 に 対 し て 被 害 実 態 の 解 明 と 被 害 者 救 出 を 求 め る 意 見 書 の 提 出 に つ い て の 陳 情	R4.6.8 総 務 —	R5.3.20
R4.6.8			継 続 審 査
—			※ 審 議 未 了
4 陳 情 第 20 号 ・ 6/3	自 民 党 区 議 の 政 治 資 金 規 正 法 違 反 に 関 す る 陳 情	R4.6.8 議 会 運 営 —	R5.3.20
R4.6.8			継 続 審 査
—			※ 審 議 未 了
4 陳 情 第 32 号 ・ 11/11	豊 島 区 に コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス の 導 入 を 求 め る 陳 情	R4.11.16 都 市 整 備 —	R5.3.20
R4.11.16			継 続 審 査
—			※ 審 議 未 了
4 陳 情 第 34 号 ・ 11/11	豊 島 区 の 補 聴 器 購 入 費 助 成 制 度 の 拡 充 を 求 め る 陳 情	R4.11.16 区 民 厚 生 —	R5.3.20
R4.11.16			継 続 審 査
—			※ 審 議 未 了
5 陳 情 第 1 号 ・ 1/24	日 本 全 体 で 解 決 す べ き 問 題 と し て 、 普 天 間 基 地 周 辺 の こ ど も た ち を 取 り 巻 く 空 ・ 水 ・ 土 の 安 全 の 保 障 を 求 め る 陳 情	R5.2.8 総 務 —	R5.3.20
R5.2.8			継 続 審 査
—			※ 審 議 未 了
5 陳 情 第 2 号 ・ 2/1	国 民 健 康 保 険 料 を 引 き 上 げ な い こ と を 求 め る 陳 情	R5.2.8 区 民 厚 生 —	R5.3.20
R5.2.8			不 採 択
—			—
5 陳 情 第 3 号 ・ 2/2	児 童 生 徒 の 健 全 な 育 成 を 求 め る 陳 情	R5.2.8 子 ど も 文 教 —	R5.3.20
R5.2.8			継 続 審 査
—			※ 審 議 未 了
5 陳 情 第 4 号 ・ 2/3	民 主 主 義 ・ 立 憲 主 義 の 基 盤 で あ る 思 想 ・ 良 心 の 自 由 等 を 守 る 為 の 陳 情	R5.2.8 議 会 運 営 —	R5.3.20
R5.2.8			継 続 審 査
—			※ 審 議 未 了
5 陳 情 第 5 号 ・ 2/3	庁 舎 内 に お け る 職 員 へ の 政 党 機 関 紙 の 勧 誘 ・ 配 達 ・ 集 金 を 自 粛 す る よ う 求 め る 陳 情	R5.2.8 総 務 —	R5.3.20
R5.2.8			継 続 審 査
—			※ 審 議 未 了
5 陳 情 第 6 号 ・ 2/3	旧 統 一 教 会 と 自 民 党 、 古 坊 知 生 議 員 の 関 係 の 説 明 を 求 め る 陳 情	R5.2.8 議 会 運 営 —	R5.3.20
R5.2.8			不 採 択
—			—
5 陳 情 第 7 号 ・ 2/3	豊 島 区 及 び 豊 島 区 議 会 の 度 重 な る 不 祥 事 に つ い て 総 括 と 猛 省 を 求 め る 陳 情	R5.2.8 議 会 運 営 —	R5.3.20
R5.2.8			継 続 審 査
—			※ 審 議 未 了

※R5.4.30 豊島区議会議員の任期満了に伴い、審議未了となる。

7 本会議での採決における各会派等の態度

(1) 議案等の採決（○は可決・認定等に賛成、×は可決・認定等に反対）

① 第1回定例会

議案番号	件名	会派等								結果
		公明党 (7人)	自民党豊島区議団 (6人)	会都民・ファーストの会 (6人)	日本共産党 (4人)	無所属の会 (4人)	無所属元気の会 (1人)	立憲民主 (1人)	立憲としま (1人)	
報告第1号	専決処分の報告について									
報告第2号	専決処分の報告について									
第1号議案	豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第2号議案	豊島区手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第3号議案	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第4号議案	豊島区印鑑条例の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第5号議案	豊島区環境基本条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第6号議案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第7号議案	豊島区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第8号議案	財産の減額譲渡について	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第9号議案	豊島区立心身障害者福祉ホームの指定管理者の指定の一部の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第10号議案	豊島区立熊谷守一美術館の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	会派等								結果
		公明党 (7人)	自民党豊島区議団 (6人)	会都民・ファーストの会 (6人)	日本共産党 (4人)	無所属の会 (4人)	無所属元気の会 (1人)	立憲民主 (1人)	立憲としま (1人)	
第 11 号議案	令和 4 年度豊島区一般会計補正予算 (第 9 号)	○	○と欠席	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 12 号議案	令和 4 年度豊島区一般会計補正予算 (第 10 号)	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 13 号議案	令和 5 年度豊島区一般会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第 14 号議案	令和 5 年度豊島区国民健康保険事業会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第 15 号議案	令和 5 年度豊島区後期高齢者医療事業会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第 16 号議案	令和 5 年度豊島区介護保険事業会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第 17 号議案	豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第 18 号議案	豊島区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 19 号議案	豊島区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 20 号議案	令和 5 年度豊島区一般会計補正予算 (第 1 号)	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 21 号議案	豊島区監査委員の選任について	○	○	○	×	○	○	○	○	同意
議員提出議案 第 1 号	豊島区議会委員会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議員提出議案 第 2 号	豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	会派等								結果
		公 明 党 (7人)	自 民 党 豊 島 区 議 団 (6人)	会 都 民 フ ア ー ス ト 主 の (6人)	日 本 共 産 党 (4人)	無 所 属 の 会 (4人)	無 所 属 元 気 の 会 (1人)	立 憲 民 主 (1人)	立 憲 と し ま (1人)	
議員提出議案 第3号	豊島区議会個人情報保護条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決
議員提出議案 第4号	豊島区議会情報公開条例の一部を 改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決
議員提出議案 第5号	豊島区学校給食費を無償化にする 条例	継続に 賛成	継続に 賛成	継続に 賛成	継続に 反対	継続に 反対	継続に 反対	継続に 反対	継続に 反対	継続 審査

(2) 請願・陳情の採決

① 第1回定例会

議案番号	件名	会派等								結果
		公明党 (7人)	自民党豊島区議団 (6人)	会都民・ファーストの会 (6人)	日本共産党 (4人)	無所属の会 (4人)	無所属元気の会 (1人)	立憲民主 (1人)	立憲としま (1人)	
元陳情第8号	旧区立朝日中学校跡地に園庭のある認可保育園の建設を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
元陳情第15号	長崎・南長崎地域に銭湯の確保を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
2陳情第6号	朝日中学校跡地利用に関する陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
3陳情第9号	中池袋公園内に公衆用トイレ設置の陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
3陳情第10号	脱原発、脱炭素をすすめ、再生可能エネルギー電力の割合を高めることを求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に賛成	継続審査
3陳情第13号	ウォシュレット・難病患者福祉手当についての陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
4陳情第4号	核兵器禁止条約締結国会議にオブザーバー参加を国に求める意見書を提出することについての陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
4陳情第9号	豊島区議会議員による政治資金規正法違反の全容解明のために第3者による委員会設置を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成と除斥	継続に賛成と除斥	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
4陳情第10号	自民党豊島区議団の歴代正副幹事長による政治資金規正法違反の疑いの全容解明を求める陳情	継続に賛成	除斥	継続に賛成と除斥	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
4陳情第15号	自民党豊島区議団の歴代正副幹事長による政治資金規正法違反の疑いの全容解明を求める陳情	継続に賛成	除斥	継続に賛成と除斥	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
4陳情第16号	政治資金規正法違反事件について豊島区議会としての区民への説明責任を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
4陳情第20号	自民党区議の政治資金規正法違反に関する陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
4陳情第32号	豊島区にコミュニティバスの導入を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に賛成	継続審査

議案番号	件名	会派等								結果
		公明党 (7人)	自民党豊島区議団 (6人)	会都民・ファーストの会 (6人)	日本共産党 (4人)	無所属の会 (4人)	無所属元気の会 (1人)	立憲民主 (1人)	立憲としま (1人)	
4陳情第34号	豊島区の補聴器購入費助成制度の拡充を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
5請願第1号	消費税のインボイス制度の窮状に対する理解を求める請願	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に反対	不採択に反対	不採択に反対	不採択に反対	不採択
5陳情第1号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
5陳情第2号	国民健康保険料を引き上げないことを求める陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択
5陳情第3号	児童生徒の健全な育成を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
5陳情第4号	民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由等を守る為の陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
5陳情第5号	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続に賛成	継続に反対	継続審査
5陳情第6号	旧統一教会と自民党、古坊知生議員の関係の説明を求める陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に賛成と除斥	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択
5陳情第7号	豊島区及び豊島区議会の度重なる不祥事について総括と猛省を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続審査

8 議員提出議案等

(1) 議員提出議案

A：条例等の制定・改廃
J：意見書・決議

議案番号		件 名	提出者	議決年月日	
提出年月日	請願・陳情関係			議 決 結 果	
種 別				備 考	
議員提出議案第 1 号		豊島区議会委員会条例の一部を改正する条例	高橋佳代子 芳賀竜朗 河原弘明 儀武さとる わがい哲代	西田陽介 池田裕一 中澤まさゆき 小林ひろみ 入江あゆみ	R5.2.8
R5.2.8	—				原案可決
A					—
議員提出議案第 2 号		豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	高橋佳代子 芳賀竜朗 河原弘明 儀武さとる わがい哲代	西田陽介 池田裕一 中澤まさゆき 小林ひろみ 入江あゆみ	R5.2.8
R5.2.8	—				原案可決
A					—
議員提出議案第 3 号		豊島区議会個人情報保護条例	高橋佳代子 芳賀竜朗 河原弘明 儀武さとる わがい哲代	西田陽介 池田裕一 中澤まさゆき 小林ひろみ 入江あゆみ	R5.2.8
R5.2.8	—				原案可決
A					—
議員提出議案第 4 号		豊島区議会情報公開条例の一部を改正する条例	高橋佳代子 芳賀竜朗 河原弘明 儀武さとる わがい哲代	西田陽介 池田裕一 中澤まさゆき 小林ひろみ 入江あゆみ	R5.2.8
R5.2.8	—				原案可決
A					—
議員提出議案第 5 号		豊島区学校給食費を無償化にする条例	儀武さとる 渡辺くみ子 わがい哲代	小清水ひろみ 入江みちこ あゆみ	R5.3.20
R5.2.8	—				継続審査
A					※審議未了

※R5.4.30 豊島区議会議員の任期満了に伴い、審議未了となる。

(2) 要望書・要請書・抗議文

なし

議員提出議案第 1 号

豊島区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 8 日

提出者 豊島区議会議員

高 橋 佳代子	西 山 陽 介
芳 賀 竜 朗	池 田 裕 一
河 原 弘 明	中澤 まさゆき
儀 武 さとる	小 林 ひろみ
わがい 哲 代	入 江 あゆみ

豊島区議会議長 木 下 広 様

豊島区議会委員会条例の一部を改正する条例

豊島区議会委員会条例（昭和 3 9 年豊島区条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表総務委員会の項中「8 人」を「7 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

総務委員会の委員の定数を改めるため、本案を提出いたします。

議員提出議案第 2 号

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 8 日

提出者 豊島区議会議員

高 橋 佳代子	西 山 陽 介
芳 賀 竜 朗	池 田 裕 一
河 原 弘 明	中澤 まさゆき
儀 武 さとる	小 林 ひろみ
わがい 哲 代	入 江 あゆみ

豊島区議会議長 木 下 広 様

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年豊島区条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「・旅行雑費」及び「・食卓料」を削り、「9 種とし、その額は豊島区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和 3 1 年豊島区条例第 1 3 号）中副区長の職務にある者相当額とする。ただし、議長及び副議長が議会を代表する場合は、同条例中区長の職務にある者相当額」を「7 種」に改め、同条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

- 3 旅費（宿泊料を除く。）の額は、豊島区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和31年豊島区条例第13号）中副区長の職務にある者相当額とする。ただし、議長及び副議長が議会を代表する場合は、同条例中区長の職務にある者相当額とする。
- 4 前項の規定は、宿泊料の額について準用する。この場合において、前項中「相当額」とあるのは、「相当額の範囲内の実費額」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（説 明）

議員が公務のため豊島区の区域外に旅行したときの旅費について、旅行雑費及び食卓料を廃止し、宿泊料の支給を相当額の範囲内の実費額とするため、本案を提出いたします。

議員提出議案第3号

豊島区議会個人情報保護条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月8日

提出者 豊島区議会議員

高 橋 佳代子	西 山 陽 介
芳 賀 竜 朗	池 田 裕 一
河 原 弘 明	中澤 まさゆき
わがい 哲 代	入 江 あゆみ

豊島区議会議長 木 下 広 様

豊島区議会個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
- 第1節 開示（第18条—第30条）
- 第2節 訂正（第31条—第37条）
- 第3節 利用停止（第38条—第44条）
- 第4節 審査請求（第45条—第47条）
- 第5章 雑則（第48条—第54条）
- 第6章 罰則（第55条—第59条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、豊島区議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な

取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、豊島区議会情報公開条例（平成15年豊島区条例第21号。以下「議会情報公開条例」という。）第3条に規定する議会情報（以下「議会情報」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、議会情報に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事

務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1）人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2）利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3）利用目的を本人に明示することにより、区の機関（議会及び議会以外の区の機関をいう。以下同じ。）、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第55条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の

確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。
(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する

第 1 2 条第 2 項第 1 号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第 3 8 条第 1 項第 1 号	又は第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 1 2 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第 3 8 条第 1 項第 2 号	第 1 2 条第 1 項及び第 2 項	番号利用法第 1 9 条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 1 3 条 議長は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 1 4 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第 1 5 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 5 0 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮

名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組

組織の名称及び所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求

書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている議会情報の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。
- 4 議長は、本人の委任による代理人によって前条第2項に規定する開示請求がなされたときは、本人に対して当該開示請求の意思を確認する書類を送付し、相当の期間を定めて、その提出を求めることができる。
- 5 議長は、前項の書類が提出されない場合において、当該開示請求を拒否することができる。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行

に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のう

ち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 議長は、前2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない場合において、その開示しない理由がなくなる時期が明らかであるときは、開示請求者に対し、その時期を通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等（第24条第1項又は第2項の決定をいう。以下同じ。）は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を

書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第46条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないこと

につき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第30条 第28条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、実費の範囲内において議長が定める。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正

を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第 3 3 条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第 3 4 条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 3 5 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から 1 4 日以内にしなければならない。ただし、第 3 2 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第 3 6 条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 3 7 条 議長は、第 3 4 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 3 節 利用停止

(利用停止請求権)

第 3 8 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第 4 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 6 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 7 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報

の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(訂正請求及び利用停止請求に関する代理人による開示請求における本人の意思確認に係る規定の準用)

第44条 第19条第4項及び第5項の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人の意思確認について準用する。この場合において、同条第4項中「前条第2項」とあるのは、訂正請求については「第31条第2項」と、利用停止請求については「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、議会情報公開条例第22条に規定する豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会（第51条において「審査会」という。）に意見を求めなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により意見を求めた場合には、議長は、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者

(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第47条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用除外)

第48条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する議会情報に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第50条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会からの意見聴取)

第51条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に意見を求めることができる。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第52条 議長は、保有個人情報の安全及び正確性の確保を図るため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

(施行の状況の公表)

第53条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第54条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第55条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加

工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第58条 前3条の規定は、区の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第59条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(説 明)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正を踏まえ、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、本案を提出いたします。

議員提出議案第4号

豊島区議会情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月8日

提出者 豊島区議会議員

高 橋 佳代子	西 山 陽 介
芳 賀 竜 朗	池 田 裕 一
河 原 弘 明	中澤 まさゆき
儀 武 さとる	小 林 ひろみ
わがい 哲 代	入 江 あゆみ

豊島区議会議長 木 下 広 様

豊島区議会情報公開条例の一部を改正する条例

豊島区議会情報公開条例（平成15年豊島区条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「豊島区議会情報公開審査会」を「豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第8条中「非公開情報」を「不開示情報」に改め、同条第2号中「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、又は特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることはない」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法

を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできない」に、「と認められるもの」を「おそれがあるもの」に改め、同号イ中「、身体」を削り、「財産、生活又は環境」を「生活又は財産」に改め、同号ウ中「公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。))」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号ハに規定する公務員等」に改め、「氏名並びに」を削り、同条第3号中「及び地方公共団体」を「(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))」に、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号ただし書中「、身体」を削り、「財産、生活又は環境」を「生活又は財産」に改め、同号に次のように加える。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第8条第4号を削り、同条第5号中「議会及び議会以外の豊島区(以下「区」という。)の機関の内部若しくは相互間又は区の機関と国等(国、独立行政法人等及び地方公共団体をいう。以下同じ。))若しくは公開請求者以外のものとの間」を「区の機関(議会及び議会以外の区の機関をいう。以下同じ。))、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」に、「、協議等(以下「審議等」という。))」を「又は協議」に、「当該審議等又は当該審議等の結果に基づいて議会及び議会以外の区の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」を「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「議会の事務又は事業に係る契約、交渉等に関する情報で」を「区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」に改め、「により」の次に「、次に掲げるおそれその他」を加え、同号に次のように加える。

ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす

おそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第8条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第9条第1項中「非公開情報」を「不開示情報」に改め、同条第2項中「が識別され、又は識別され得るもの」を「を識別することができるもの」に、「住所その他の特定の個人が識別され、又は識別され得る」を「生年月日その他の特定の個人を識別することができる」に、「害されない」を「害されるおそれがない」に改める。

第10条中「非公開情報」を「不開示情報」に改める。

第11条中「第8条第2号の情報」を「不開示情報」に改める。

第14条第1項ただし書中「第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した期間の日数

(2) 議員の任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間がある場合にあっては、当該期間の日数

第15条第1項中「区」の次に「の機関」を、「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

第19条第1項中「豊島区議会情報公開審査会」を「豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

「第3章 豊島区議会情報公開審査会」を「第3章 豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第22条中「豊島区議会情報公開審査会」を「豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊島区議会情報公開条例第6条の規定による請求がされた場合における同条例に規定する議会情報の公開については、なお従前の例による。

(説 明)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正を踏まえ、不開

示情報等の定義の整合性を図るほか、所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

議員提出議案第5号

豊島区学校給食費を無償化する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月8日

提出者 豊島区議会議員

儀 武 さとる 小 林 ひろみ

渡 辺 くみ子 清 水 みちこ

わがい 哲 代 入 江 あゆみ

豊島区議会議長 木 下 広 様

豊島区学校給食費を無償化する条例

(目的)

第1条 この条例は、豊島区立小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）を全額助成することにより、児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減し、子育て支援の推進を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、区立学校に在籍する児童又は生徒の保護者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、助成金から当該給付額を除くものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は令和5年4月1日から施行する。

(説 明)

学校給食費を負担する児童又は生徒の保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進するため、本案を提出いたします。

9 一般質問（発言通告）

(1)第1回定例会（2月14日・2月15日）

2月14日（火）

氏 名 (会派名) (所要時間)	件 名	要 旨
高 橋 佳代子 (公明党) (約30分)	誰一人取り残さない 持続可能な豊島へ	1 令和5年度予算について 2 公共施設の適正管理について 3 SDGsの取り組みについて 4 子ども施策について 5 成年後見制度について 6 その他
磯 一 昭 (自民党豊島区議団) (約45分)	更なる「強くて優しい豊島区」の実現に向けて	1 今期4年間を振り返って 2 令和5年度予算について 3 街づくりについて 4 防災対策について 5 その他
河 原 弘 明 (都民ファーストの会・民) (約30分)	明るく活気のある街づくり	1 豊島区の財政と令和5年度予算について 2 高齢者対策について 3 少子化対策について 4 トキワ荘について 5 その他
儀 武 さとる (日本共産党) (約50分)	国いいなりの区政を転換し、平和、くらし、福祉、教育を第一の豊島区に	1 これまでの高野区政が進めてきた国いいなりの政治姿勢について 2 2023年度予算について 3 学校施設等長寿命化計画について 4 巣鴨、駒込地域の児童遊園について 5 その他

2月15日（水）

氏 名 (会派名) (所要時間)	件 名	要 旨
ふるぼう 知生 (無所属の会) (約28分)	謙虚で、未来に責任を持つ豊島区を目指して！ ～「高野区政の7大実績」の考察 PartⅡ～	1 令和5年度豊島区予算案について 2 東アジア文化都市まちづくり記念事業のその後について 3 その他
小 林 弘 明 (無所属元気の会) (約10分)	一人暮らし高齢者の割合が多い豊島区だからこそ、高齢者の方々の活力向上で豊島区のさらなる活性化を！	1 高齢者の活力向上について 2 選挙キャンペーンについて 3 これまで一般質問で行った要望事項・提言施策の進捗について
川 瀬 さなえ (立憲としま) (約30分)	政治とは弱き者に光をあてること 政治の力を必要とする人は政治から一番遠くにいる人である	1 令和5年度予算について 2 子どもの育つ環境について 3 その他
島 村 高 彦 (公明党) (約35分)	連携と協働により、躍進する豊島のまち	1 ひきこもり支援について 2 不登校対策について 3 住宅確保要配慮者への居住支援について 4 福祉施策における組織体制について 5 浸水対策について 6 隣接区連携体制について 7 地元商店会の活性化について 8 その他
村 上 宇 一 (自民党豊島区議団) (約10分)	としまの輝く未来へ！	1 議員生活20年を振り返って 2 区制100周年に向けた区長の夢について
里 中 郁 男 (都民ファーストの会・民) (約25分)	思いやりと感謝で築く豊島区に	平成7年を皮切りに、平成10年代、平成20年代そして令和の時代になってから、私の一般質問を振り返りながら、豊島区の発展をリードしていただいた、高野区長のお考えを伺いたいと思います。
塚 田 ひさこ (無所属の会) (約22分)	誰一人取り残さない、としまのまちづくりへ（2）	1 SDGs推進について 2 地域防災について 3 中高年・高齢者シングル女性を取り巻く課題と支援について 4 その他

【令和5年5月～12月（第20期）】

1 議会の構成

(1)議員数 条例定数36人（現員数36人）

（任期：令和5年5月1日～令和9年4月30日）

(2)議員名簿

議席 番号	氏 名	党 派 等	会 派 等	住 所	電 話
1	小 林 弘 明	無 所 属	豊島区無所属元気の会	西池袋3-30-11 泰共フラットビル507	6914-3719
2	井 上 幸 一	自 由 民 主 党	自由民主党豊島区議団	池袋本町4-33-4	3590-1848
3	有 里 真 穂	無 所 属	自由民主党豊島区議団	長崎6-23-10	3972-1876
4	泉 谷 つよし	日 本 維 新 の 会	維新・無所属の会	池袋本町3-29-11	090-2336-3043
5	林 二 葉	日 本 維 新 の 会	維新・無所属の会	南池袋2-45-1	090-3237-9269
6	ふるぼう 知生	無 所 属	維新・無所属の会	東池袋5-48-12	6912-9595
7	入 江 あゆみ	あたらしい党	維新・無所属の会	南池袋2-45-1	080-3675-7237
8	西 崎 ふうか	立 憲 民 主 党	立憲・れいわ・市民の会	池袋3-3-3-304	070-3142-0716
9	中 山 よしと	立 憲 民 主 党	立憲・れいわ・市民の会	南池袋2-45-1	080-6203-7492
10	宮 崎 けい子	立 憲 民 主 党	立憲・れいわ・市民の会	長崎2-1-8	080-5294-1140
11	北 岡 あや子	公 明 党	公明党豊島区議団	長崎3-19-14	070-2032-4425
12	ふ ま ミ チ	公 明 党	公明党豊島区議団	南長崎5-24-14	5982-2171
13	根 岸 光 洋	公 明 党	公明党豊島区議団	南大塚2-25-5	3944-8368
14	藤 澤 愛 子	自 由 民 主 党	自由民主党豊島区議団	南長崎2-16-10-408	070-6987-9472
15	松 下 創一郎	自 由 民 主 党	自由民主党豊島区議団	目白3-28-14	090-9058-8919
16	池 田 裕 一	自 由 民 主 党	自由民主党豊島区議団	巣鴨4-14-17	3918-7578
17	原 田 たかき	国 民 民 主 党	都民ファーストの会豊島区議団・国民民主党	高松2-9-20	5956-5759
18	片岡 きょうこ	都民ファーストの会	都民ファーストの会豊島区議団・国民民主党	駒込3-16-17-303	080-2557-8855
19	川 瀬 さなえ	立 憲 民 主 党	立憲・れいわ・市民の会	西巣鴨2-5-21 笠原ビル3F	080-6555-0826
20	塚 田 ひさこ	れ い わ 新 選 組	立憲・れいわ・市民の会	高田2-4-22 桜プレイス113	6914-3140
21	森 とおる	日 本 共 産 党	日本共産党豊島区議団	南大塚2-6-12	6912-0135
22	清 水 みちこ	日 本 共 産 党	日本共産党豊島区議団	西池袋5-21-23	6912-8679
23	西 山 陽 介	公 明 党	公明党豊島区議団	池袋1-7-11	3981-5446
24	辻 薫	公 明 党	公明党豊島区議団	要町2-5-13	3974-7736
25	高 橋 佳代子	公 明 党	公明党豊島区議団	高田1-12-15	3590-2633
26	島 村 高 彦	公 明 党	公明党豊島区議団	巣鴨1-6-13 0AK101	3945-9587
27	芳 賀 竜 朗	自 由 民 主 党	自由民主党豊島区議団	池袋1-16-20 ユニブル池袋1001	6823-4747
28	磯 一 昭	自 由 民 主 党	自由民主党豊島区議団	雑司が谷2-11-2	3984-1579
29	竹 下 ひろみ	自 由 民 主 党	自由民主党豊島区議団	東池袋3-10-1	3985-0781
30	細 川 正 博	都民ファーストの会	都民ファーストの会豊島区議団・国民民主党	南大塚1-51-17	3945-2530
31	星 京 子	都民ファーストの会	都民ファーストの会豊島区議団・国民民主党	上池袋2-39-12	3916-4745
32	中澤 まさゆき	都民ファーストの会	都民ファーストの会豊島区議団・国民民主党	池袋3-38-15	6912-9102
33	さくま 一 生	立 憲 民 主 党	立憲・れいわ・市民の会	駒込4-3-20 プラウド駒込1215	3915-1026
34	儀 武 さとる	日 本 共 産 党	日本共産党豊島区議団	巣鴨5-38-1	3918-9458
35	小 林 ひろみ	日 本 共 産 党	日本共産党豊島区議団	高松2-52-10	3955-8244
36	垣 内 信 行	日 本 共 産 党	日本共産党豊島区議団	南長崎3-8-19	3950-3675

(3) 党派等・会派等別議員数（党派党別内訳は、届出による。）

党 派 等 別	自 由 民 主 党	無所属	公明党	立 憲 民 主 党	れいわ 新選組	都民ファーストの会	国 民 民 主 党
	7	1	7	5	1	4	1
会 派 等 別	8		7	6		5	
	自由民主党 豊島区議団		公 明 党 豊島区議団	立憲・れいわ・ 市 民 の 会		都民ファーストの会 豊島区議団・国民民主党	

党 派 等 別	日 本 共 産 党	日本維新 の 会	あたらしい 党	無所属	無所属
	5	2	1	1	1
会 派 等 別	5	4			1
	日本共産党 豊島区議団	維新・無所属の会			豊島区無所属 元気の会

(4) 会派等の構成議員及び正副幹事長

①会派等の構成議員（◎幹事長 ○副幹事長）

自由民主党豊島区議団（8人）

略称：自民党豊島区議団

◎芳 賀 竜 朗	○藤 澤 愛 子	井 上 幸 一	有 里 真 穂
松 下 創一郎	池 田 裕 一	磯 一 昭	竹 下 ひろみ

公明党豊島区議団（7人）

略称：公明党

◎辻 薫	○高 橋 佳代子	北 岡 あや子	ふ ま ミ チ
根 岸 光 洋	西 山 陽 介	島 村 高 彦	

立憲・れいわ・市民の会（6人）

略称：立憲・れいわ

◎川 瀬 さなえ	○塚 田 ひさこ	西 崎 ふうか	中 山 よしと
宮 崎 けい子	さくま 一 生		

都民ファーストの会豊島区議団・国民民主党（5人）

略称：都民ファーストの会・国民

◎細 川 正 博	○星 京 子	原 田 たかき	片岡 きょうこ
中澤 まさゆき			

日本共産党豊島区議団（5人）

略称：日本共産党

◎儀 武 さとる	○小 林 ひろみ	森 とおる	清 水 みちこ
垣 内 信 行			

維新・無所属の会（4人）

略称：維新・無所属

◎ふるぼう 知生	○林 二 葉	泉 谷 つよし	入 江 あゆみ
----------	--------	---------	---------

豊島区無所属元気の会（1人）

略称：無所属元気の会

小 林 弘 明			
---------	--	--	--

②正副幹事長（◎幹事長 ○副幹事長）

自由民主党豊島区議団 (令和5年5月1日結成)	◎芳賀 竜朗 ○藤澤 愛子 令和5年5月1日～
公明党豊島区議団 (令和5年5月1日結成)	◎辻 薫 ○高橋佳代子 令和5年5月1日～
立憲・れいわ・市民の会 (令和5年5月1日結成)	◎川瀬さなえ ○塚田ひさこ 令和5年5月1日～
都民ファーストの会 豊島区議団・国民民主党 (令和5年5月1日結成)	◎細川 正博 ○星 京子 令和5年5月1日～
日本共産党豊島区議団 (令和5年5月1日結成)	◎儀武さとり ○小林ひろみ 令和5年5月1日～
維新・無所属の会 (令和5年5月1日結成)	◎ふるぼう知生 ○林 二葉 令和5年5月1日～

(5)議長・副議長

議 長	在 職 期 間	副 議 長	在 職 期 間
池田 裕一	令和5年5月25日～	西山 陽介	令和5年5月25日～

(6)常任委員会の構成委員（◎委員長 ○副委員長）

①総務委員会（定数9人）

所管事項：政策経営部、総務部、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

在 任 期 間	氏 名
令和5年5月25日～	◎藤澤 愛子 ○島村 高彦 小林 弘明 ふるぼう 知生 中山 よしと 根岸 光洋 竹下 ひろみ 細川 正博 小林 ひろみ

②区民厚生委員会（定数9人）

所管事項：区民部及び保健福祉部の所管に関する事項

在 任 期 間	氏 名
令和5年5月25日～	◎森 とおる ○有里 真穂 泉谷 つよし 松下 創一郎 片岡 きょうこ 塚田 ひさこ 西山 陽介 高橋 佳代子 儀武 さとり

③都市整備委員会（定数 9 人）

所管事項：環境清掃部及び都市整備部の所管に関する事項

在 任 期 間	氏 名
令和 5 年 5 月 25 日～	◎辻 薫 ○井 上 幸 一 林 二 葉
	西 崎 ふうか 北 岡 あや子 川 瀬 さなえ
	芳 賀 竜 朗 中澤 まさゆき 垣 内 信 行

④子ども文教委員会（定数 9 人）

所管事項：文化商工部、子ども家庭部及び教育委員会の所管に関する事項

在 任 期 間	氏 名
令和 5 年 5 月 25 日～	◎星 京 子 ○さくま 一 生 入 江 あゆみ
	宮 崎 けい子 ふ ま ミ チ 池 田 裕 一
	原 田 たかき 清 水 みちこ 磯 一 昭

(7)議会運営委員会の構成委員（定数 11 人）

所管事項：地方自治法第 109 条第 3 項に規定する事項

在 任 期 間	氏 名
令和 5 年 5 月 25 日～	◎芳 賀 竜 朗 ○儀 武 さとる ふるぼう 知生
	藤 澤 愛 子 川 瀬 さなえ 塚 田 ひさこ
	辻 薫 高 橋 佳代子 細 川 正 博
	星 京 子 小 林 ひろみ

(8)特別委員会の構成委員（◎委員長 ○副委員長）

①豊島副都心開発調査特別委員会（定数 36 人）

付託事項：副都心としての開発等の諸問題に関する調査

在 任 期 間	氏 名	(△小委員)
令和 5 年 5 月 25 日～	◎磯 一 昭 ○林 二 葉 ○中 山 よしと	
	○根 岸 光 洋 ○片岡 きょうこ ○小 林 ひろみ	
	△井 上 幸 一 △入 江 あゆみ △西 崎 ふうか	
	△ふ ま ミ チ △清 水 みちこ △中澤 まさゆき	

※ 全議員が委員となっているため、上記以外の委員は省略

②行財政改革調査特別委員会（定数 9 人）

付託事項：特別区の事務事業及び財政制度に関する調査

在 任 期 間	氏 名
令和 5 年 5 月 25 日～	◎塚 田 ひさこ ○ふ ま ミ チ 井 上 幸 一
	ふるぼう 知生 中 山 よしと 藤 澤 愛 子
	森 とおる 島 村 高 彦 星 京 子

③環境・清掃対策調査特別委員会（定数 9 人）

付託事項：リサイクル及びごみ問題並びに公害・環境問題に関する調査

在 任 期 間	氏 名
令和 5 年 5 月 25 日～	◎細 川 正 博 ○入 江 あゆみ 有 里 真 穂
	原 田 たかき 西 山 陽 介 辻 薫
	芳 賀 竜 朗 さくま 一 生 儀 武 さとる

④防災・震災対策調査特別委員会（定数 9 人）

付託事項：防災拠点、避難路、避難場所等に関する調査

在 任 期 間	氏 名
令和 5 年 5 月 25 日～	◎高 橋 佳代子 ○宮 崎 けい子 小 林 弘 明
	林 二 葉 北 岡 あや子 松 下 創一郎
	磯 一 昭 中澤 まさゆき 垣 内 信 行

⑤公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会（定数 9 人）

付託事項：学校跡地、公共施設及び公共用地のあり方に関する調査

在 任 期 間	氏 名
令和 5 年 5 月 25 日～	◎川 瀬 さなえ ○清 水 みちこ 泉 谷 つよし
	西 崎 ふうか 根 岸 光 洋 池 田 裕 一
	片岡 きょうこ 竹 下 ひろみ 小 林 ひろみ

⑥決算特別委員会（定数 18 人）

付託事項：令和 4 年度決算に関する審査

在 任 期 間	氏 名	(△小委員)
令和 5 年 9 月 20 日～ 令和 5 年 10 月 24 日	◎根 岸 光 洋 ○有 里 真 穂 △入 江 あゆみ	
	△中 山 よしと △松 下 創一郎 △森 とおる	
	△高 橋 佳代子 △星 京 子 小 林 弘 明	
	林 二 葉 北 岡 あや子 原 田 たかき	
	川 瀬 さなえ 西 山 陽 介 芳 賀 竜 朗	
	竹 下 ひろみ さくま 一 生 小 林 ひろみ	

(9) 広報編集委員会の構成議員（6 人）（◎委員長 ○委員長代理）

所掌事務：議会広報紙の編集、議会のホームページ及び議会日程の告知ポスターに関すること

在 任 期 間	氏 名
令和 5 年 6 月 1 日～ 令和 5 年 8 月 31 日	◎松 下 創一郎 ○ふ ま ミ チ 入 江 あゆみ
	塚 田 ひさこ 清 水 みちこ 中澤 まさゆき
令和 5 年 8 月 31 日～ 令和 5 年 9 月 6 日	○ふ ま ミ チ 入 江 あゆみ 藤 澤 愛 子
	塚 田 ひさこ 清 水 みちこ 中澤 まさゆき
令和 5 年 9 月 6 日～	◎藤 澤 愛 子 ○ふ ま ミ チ 入 江 あゆみ
	塚 田 ひさこ 清 水 みちこ 中澤 まさゆき

(10) 議会情報公開・個人情報保護審査会の構成議員（11 人）（◎会長 ○副会長）

審査事項：議会情報公開決定等に係る審査請求についての審査

在 任 期 間	氏 名
令和 5 年 6 月 1 日～	◎芳 賀 竜 朗 ○辻 薫 泉 谷 つよし
	宮 崎 けい子 藤 澤 愛 子 川 瀬 さなえ
	高 橋 佳代子 細 川 正 博 星 京 子
	儀 武 さとる 小 林 ひろみ

(11) 議会改革検討会の構成議員（11 人）（◎会長 ○副会長）

所掌事務：議会運営・活動全般を調査検討し、本区議会改革に向けた方策・要望をとりまとめること

在 任 期 間	氏 名
令和 5 年 5 月 31 日～	◎磯 一 昭 ○辻 薫 泉 谷 つよし
	宮 崎 けい子 根 岸 光 洋 藤 澤 愛 子
	原 田 たかき 森 とおる 細 川 正 博
	さくま 一 生 小 林 ひろみ

(12) 政治倫理検討会の構成議員（11 人）（◎会長 ○副会長）

所掌事務：（仮称）豊島区議会議員の政治倫理に関する条例の整備等について調査・検討すること

在 任 期 間	氏 名
令和 5 年 5 月 31 日～	◎芳 賀 竜 朗 ○島 村 高 彦 ふるぼう 知生
	藤 澤 愛 子 片岡 きょうこ 塚 田 ひさこ
	高 橋 佳代子 中澤 まさゆき さくま 一 生
	儀 武 さとる 垣 内 信 行

(13) 議会報告会実行委員会の構成議員（12 人）（◎委員長 ○副委員長）

所掌事務：議会報告会の運営方法、日程、会場等の詳細を検討するとともに、事前準備及び報告書の作成等の事後処理を行うこと

在 任 期 間	氏 名
令和 5 年 9 月 13 日～	◎芳 賀 竜 朗 ○ふ ま ミ チ 小 林 弘 明
	有 里 真 穂 林 二 葉 西 崎 ふうか
	中 山 よしと 北 岡 あや子 星 京 子
	中澤 まさゆき 儀 武 さとる 小 林 ひろみ

(14) 議員のうちから選任される監査委員

在 任 期 間	氏 名
令和 5 年 5 月 25 日～	中澤 まさゆき

(15) 議員が就任する附属機関等

機 関 名	氏 名					
基本構想審議会	塚田 ひさこ 垣内 信行	高橋 佳代子	芳賀 竜朗	細川 正博		
表彰審査会	小林 弘明 片岡きょうこ	井上 幸一 清水 みちこ	ふるぼう知生 さくま 一生	北岡 あや子		
財産価格審議会	中山 よしと 細川 正博	根岸 光洋 垣内 信行	池田 裕一	竹下 ひろみ		
消防団運営委員会	有里 真穂 島村 高彦	泉谷 つよし 儀武 さとる	北岡 あや子	片岡きょうこ		
防災会議	泉谷 つよし 島村 高彦	ふま ミチ 中澤まさゆき	藤澤 愛子 垣内 信行	川瀬 さなえ		
国民保護協議会	小林 弘明 原田 たかき	入江 あゆみ 島村 高彦	西崎 ふうか 垣内 信行	藤澤 愛子		
リサイクル・清掃審議会	有里 真穂	宮崎 けい子	西山 陽介	細川 正博		
民生委員推薦会	宮崎 けい子	藤澤 愛子				
保健福祉審議会	松下 創一郎	高橋 佳代子	中澤まさゆき	小林 ひろみ		
国民健康保険運営協議会	林 二葉 森 とおる	西崎 ふうか 辻 薫	池田 裕一	片岡きょうこ		
青少年問題協議会	井上 幸一	根岸 光洋	川瀬 さなえ	清水 みちこ		
都市計画審議会	塚田 ひさこ 磯 一昭	森 とおる 竹下 ひろみ	辻 薫 細川 正博	高橋 佳代子		
景観審議会	入江 あゆみ 中澤まさゆき	中山 よしと 垣内 信行	ふま ミチ	芳賀 竜朗		
住宅対策審議会	松下 創一郎 磯 一昭	原田 たかき 儀武 さとる	川瀬 さなえ	高橋 佳代子		
男女共同参画推進会議	有里 真穂	北岡 あや子	塚田 ひさこ	星 京子		
自転車等駐車対策協議会	宮崎 けい子	ふま ミチ	松下 創一郎	原田 たかき		
としま未来文化会議	清水 みちこ さくま 一生	辻 薫	芳賀 竜朗	星 京子		
東京広域勤労者サービスセンターサービス向上懇談会	根岸 光洋	磯 一昭	さくま 一生	小林 ひろみ		
豊島区社会福祉事業団評議員会	中山 よしと	池田 裕一	西山 陽介			
豊島健康診査センター評議員会	西山 陽介	芳賀 竜朗	星 京子	儀武 さとる		
豊島区土地開発公社評議員会	林 二葉 川瀬 さなえ 高橋 佳代子 儀武 さとる	ふるぼう知生 塚田 ひさこ 芳賀 竜朗 小林 ひろみ	藤澤 愛子 西山 陽介 細川 正博	池田 裕一 辻 薫 星 京子		
交通安全協議会	池田 裕一 星 京子	西山 陽介	辻 薫	細川 正博		

2 議会日程

令和5年5月

	曜	会 議 等
1	月	
2	火	
3	水	憲法記念日
4	木	みどりの日
5	金	こどもの日
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	議員・理事者初顔合わせ
10	水	新人議員説明会・区施設見学
11	木	
12	金	会派代表者会
13	土	
14	日	
15	月	会派代表者会
16	火	会派代表者会
17	水	会派代表者会、正副幹事長会
18	木	正副幹事長会（告示）
19	金	正副幹事長会
20	土	
21	日	
22	月	正副幹事長会
23	火	正副幹事長会
24	水	正副幹事長会、世話人会
25	木	世話人会、正副幹事長会、議員協議会、本会議（第1回臨時会）、各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会、総務委員会、正副幹事長会、議会運営委員会、議員協議会
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	
31	水	正副幹事長会、常任委員長会、議会運営委員会、世話人会

令和 5 年 6 月

	曜	会 議 等
1	木	
2	金	
3	土	
4	日	
5	月	
6	火	
7	水	行財政改革調査特別委員会、防災・震災対策調査特別委員会、環境・清掃対策調査特別委員会
8	木	豊島副都心開発調査特別委員会小委員会
9	金	議会改革検討会
10	土	
11	日	
12	月	
13	火	公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会
14	水	正副幹事長会（告示）、議会運営委員会
15	木	委員長会
16	金	議員協議会、豊島副都心開発調査特別委員会、議員協議会（研修会（議会BCPについて）） 議会情報公開・個人情報保護審査会、政治倫理検討会
17	土	
18	日	
19	月	
20	火	正副幹事長会、議会運営委員会
21	水	議員協議会、本会議（第2回定例会（初日））、区民厚生委員会
22	木	
23	金	
24	土	
25	日	
26	月	
27	火	正副幹事長会、議会運営委員会、本会議（第2回定例会（一般質問））
28	水	議員協議会、本会議（第2回定例会（一般質問））
29	木	
30	金	総務委員会、区民厚生委員会

令和 5 年 7 月

	曜	会 議 等
1	土	
2	日	
3	月	都市整備委員会、子ども文教委員会
4	火	議会運営委員会
5	水	総務委員会
6	木	
7	金	正副幹事長会、議会運営委員会
8	土	
9	日	
10	月	議員協議会、本会議（第 2 回定例会（最終日））
11	火	豊島副都心開発調査特別委員会小委員会
12	水	行財政改革調査特別委員会、環境・清掃対策調査特別委員会
13	木	公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会
14	金	防災・震災対策調査特別委員会
15	土	
16	日	
17	月	海の日
18	火	議員協議会、豊島副都心開発調査特別委員会
19	水	防災通信訓練
20	木	
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	広報編集委員会
25	火	
26	水	
27	木	議会改革検討会
28	金	政治倫理検討会
29	土	
30	日	
31	月	

令和5年8月

	曜	会 議 等
1	火	
2	水	
3	木	
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	第61回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会（調布市グリーンホール）
11	金	山の日
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	正副幹事長会、常任委員長会、議会運営委員会

令和 5 年 9 月

	曜	会 議 等
1	金	
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	行財政改革調査特別委員会、環境・清掃対策調査特別委員会、 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会
6	水	広報編集委員会
7	木	防災・震災対策調査特別委員会
8	金	豊島副都心開発調査特別委員会小委員会
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	議会改革検討会、政治倫理検討会
13	水	正副幹事長会（告示）、議会運営委員会、世話人会
14	木	委員長会
15	金	豊島副都心開発調査特別委員会、議会報告会実行委員会
16	土	
17	日	
18	月	敬老の日
19	火	正副幹事長会、世話人会、議会運営委員会
20	水	議員協議会、本会議（第 3 回定例会（初日））、決算特別委員会
21	木	
22	金	
23	土	秋分の日
24	日	
25	月	決算特別委員会小委員会
26	火	本会議（第 3 回定例会（一般質問））
27	水	本会議（第 3 回定例会（一般質問））
28	木	
29	金	総務委員会、区民厚生委員会
30	土	

令和5年10月

	曜	会 議 等
1	日	
2	月	都市整備委員会、子ども文教委員会
3	火	
4	水	
5	木	
6	金	
7	土	
8	日	
9	月	スポーツの日
10	火	決算特別委員会、決算特別委員会小委員会
11	水	決算特別委員会
12	木	
13	金	決算特別委員会
14	土	
15	日	
16	月	決算特別委員会
17	火	決算特別委員会
18	水	
19	木	決算特別委員会
20	金	決算特別委員会
21	土	
22	日	
23	月	決算特別委員会小委員会、第34回東京都道路整備事業推進大会（砂防会館）
24	火	決算特別委員会
25	水	正副幹事長会、議会運営委員会、世話人会、議会運営委員会
26	木	議員協議会、本会議（第3回定例会（最終日））
27	金	
28	土	
29	日	
30	月	
31	火	正副幹事長会、常任委員長会、議会運営委員会、世話人会

令和 5 年 1 1 月

	曜	会 議 等
1	水	行財政改革調査特別委員会
2	木	防災・震災対策調査特別委員会
3	金	文化の日
4	土	
5	日	
6	月	豊島副都心開発調査特別委員会小委員会
7	火	環境・清掃対策調査特別委員会、公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 議員協議会（研修会（政治倫理について））
8	水	正副幹事長会（告示）、議会運営委員会、世話人会
9	木	委員長会
10	金	議会改革検討会、広報編集委員会
11	土	
12	日	
13	月	豊島副都心開発調査特別委員会、議会報告会実行委員会
14	火	正副幹事長会、議会運営委員会
15	水	議員協議会、本会議（第 4 回定例会（初日））
16	木	
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	本会議（第 4 回定例会（一般質問））
22	水	正副幹事長会、議会運営委員会、本会議（第 4 回定例会（一般質問））、議員協議会
23	木	勤労感謝の日
24	金	総務委員会、正副幹事長会、議会運営委員会、議員協議会、 本会議（第 4 回定例会（中間本会議））
25	土	
26	日	
27	月	総務委員会、区民厚生委員会
28	火	都市整備委員会、子ども文教委員会
29	水	総務委員会
30	木	

令和 5 年 1 2 月

	曜	会 議 等
1	金	
2	土	
3	日	
4	月	議会運営委員会、正副幹事長会
5	火	議員協議会、正副幹事長会、本会議（第4回定例会（最終日））、総務委員会、区民厚生委員会、正副幹事長会、議会運営委員会、議員協議会
6	水	
7	木	行財政改革調査特別委員会
8	金	豊島副都心開発調査特別委員会小委員会
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	環境・清掃対策調査特別委員会
13	水	
14	木	防災・震災対策調査特別委員会、政治倫理検討会
15	金	豊島副都心開発調査特別委員会、議員協議会（議会防災訓練）、議会報告会実行委員会
16	土	
17	日	
18	月	公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会
19	火	議会改革検討会
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	
28	木	
29	金	
30	土	
31	日	

3 会議開会の状況

(1) 本会議

会期等	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	会議時間合計 《 傍聴者数 》
第1回臨時会 5/25 ～ 5/25 (1 日間)					1								1	1 時間 40 分 《 1 人 》
第2回定例会 6/21 ～ 7/10 (20 日間)						3	1						4	13 時間 15 分 《 103 人 》
第3回定例会 9/20 ～ 10/26 (37 日間)									3	1			4	15 時間 22 分 《 34 人 》
第4回定例会 11/15 ～ 12/5 (21 日間)											4	1	5	14 時間 44 分 《 41 人 》
合計 (79 日間)					1	3	1		3	1	4	1	14	45 時間 1 分 《 179 人 》

(2) 常任・議会運営・特別委員会

① 常任委員会

委員会名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	会議時間合計 (視察時間)
総務委員会					2	1	1		1		3	1	9	27 時間 18 分
区民厚生委員会					1	2			1		1	1	6	12 時間 52 分
都市整備委員会 (現地視察)					1		1			1	1 (1)		4 (1)	7 時間 33 分 (0 時間 38 分)
子ども文教委員会					1		1			1	1		4	11 時間 5 分
常任委員会 計 (現地視察計)					5	3	3		2	2	6 (1)	2	23 (1)	58 時間 48 分 (0 時間 38 分)

② 議会運営委員会

委員会名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	会議時間合計 (視察時間)
議会運営委員会					3	3	2	1	2	3	4	2	20	2 時間 56 分

③ 特別委員会

委員会名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	会議時間合計 (視察時間)
豊島副都心開発調査特別委員会 小委員会					1	1 1	1 1		1 1		1 1	1 1	6 5	6 時間 12 分 0 時間 30 分
行財政改革調査特別委員会 (オンライン視察)					1	1	1		1		1 (1)	1 (1)	6 (1)	5 時間 57 分 (1 時間 28 分)
環境・清掃対策調査特別委員会					1	1	1		1		1	1	6	6 時間 17 分
防災・震災対策調査特別委員会					1	1	1		1		1	1	6	4 時間 16 分
公共施設・公共用地有効活用対策 調査特別委員会 (現地視察)					1	1	1		1		1 (1)	1 (1)	6 (1)	4 時間 0 分 (4 時間 20 分)

③特別委員会(続き)

委員会名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	会議時間合計 (視察時間)
決算特別委員会									1	8			9	31 時間 57 分
小委員会									1	2			3	0 時間 37 分
特別委員会 計					5	5	5		6	8	5	5	39	58 時間 39 分
小委員会計						1	1		2	2	1	1	8	1 時間 7 分
(現地視察計)												(1)	(1)	(4 時間 20 分)
(オンライン視察計)											(1)		(1)	(1 時間 28 分)

(3) その他の会議

会議名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	会議時間合計
議員協議会					2	3	2		1	1	4	2	15	8 時間 20 分
委員長会					1	1		1	1	1	1		6	1 時間 52 分
会派代表者会					4								4	4 時間 10 分
正副幹事長会					9	3	1	1	2	2	4	3	25	30 時間 0 分
世話人会					3				2	2	1		8	2 時間 24 分
広報編集委員会							1		1		1		3	2 時間 23 分
議会情報公開・個人情報保護審査会						1							1	0 時間 5 分
議会改革検討会						1	1		1		1	1	5	6 時間 25 分
議会報告会実行委員会									1		1	1	3	1 時間 57 分
政治倫理検討会						1	1		1			1	4	4 時間 1 分

(4) 行政視察

①現地視察

委員会名	日程	目的	視察先
都市整備委員会	11/28	議案審査のため 第47号議案「豊島区立公園条例の一部を改正する条例」	東池袋五丁目公園
公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会	12/18	施設・用地の有効活用に関する諸課題 自然採光や高断熱ガラス、高効率の空調システムの導入による省エネルギーと、太陽光発電による創エネルギーにより、「ZEB Ready」の認証を取得した図書館の整備、管理、運営方法の参考	多摩市立中央図書館

②オンライン視察

委員会名	日程	目的	視察先
行財政改革調査特別委員会	11/1	その他関連事項 ・市民参加型事業の取組について	富山市スマートシティ推進課

4 議員の派遣

派遣先	派遣目的	派遣場所	派遣期間
第6 1 回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会	総会及び大会への参加	調布市グリーンホール	8/10
第3 4 回東京都道路整備事業推進大会	推進大会への参加	砂防会館別館 1 階 シェーンバッハ・サボー	10/23

5 議案等

(1) 議案等の提出状況

種 別		第 1 回 臨時会	第 2 回 定例会	第 3 回 定例会	第 4 回 定例会	計
A 条例等の制定・改廃		2 (2)	5	5	8	20 (2)
B 予算		2	1	4	5	12
C 決算				4		4
D 議決に付すべき契約・財産の 取得及び処分			2	1	4	7
E 負担付きの寄附・贈与の受領						
F 訴えの提起・和解・調停・損 害賠償額の決定				1	1	2
G 特別区道路線等の認定・廃止						
H 選挙		3 (3)				3 (3)
I 特別職の選任・任命の同意		2	2			4
J 意見書・決議				1 (1)	4 (4)	5 (5)
K その他		10 (10)	4 (3)	6 (4)	1 (1)	21 (18)
計		19 (15)	14 (3)	22 (5)	23 (5)	78 (28)

注：（ ）内の数は、議員が提出したもので内数。

(2) 議案等の議決結果

①第1回臨時会
(5月25日)

A：条例等の制定・改廃
B：予算
C：決算
D：議決に付すべき契約・財産の取得及び処分
E：負担付きの寄附・贈与の受領
F：訴えの提起・和解・調停・損害賠償額の決定
G：特別区道路線等の認定・廃止
H：選挙
I：特別職の選任・任命の同意
J：意見書・決議
K：その他

議案番号		件 名	主 要 内 容	議決年月日
提出年月日	付託委員会			議 決 結 果
提 出 者	種 別			備 考
—	—	議席の指定	議長指定により決定する。	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			決 定
議 員	K			—
—	—	会期	第1回臨時会の会期を5月25日の1日間とする。	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			決 定
議 員	K			—
—	—	豊島区議会議長選挙	単記無記名投票：出席議員36名、 投票総数36票、有効投票36票、無効投票0票 得票：31票 池田裕一 、5票垣内信行 (太字が当選者)	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			決 定
議 員	H			—
—	—	豊島区議会副議長選挙	単記無記名投票：出席議員36名、 投票総数36票、有効投票36票、無効投票0票 得票：31票 西山陽介 、5票森とおる (太字が当選者)	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			決 定
議 員	H			—
議員提出議案第 6 号	—	豊島区議会委員会条例の一部 を改正する条例	常任委員会の委員の定数及び議会運 営委員の定数を改める。	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			原 案 可 決
議 員	A			—
議員提出議案第 7 号	—	豊島区議会情報公開条例の一部 を改正する条例	豊島区議会情報公開・個人情報保護 審査会の委員の上限数を改める。	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			原 案 可 決
議 員	A			—
—	—	豊島区議会常任委員の選任に ついて	議長の指名により常任委員を選任す る。	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			選 任
議 員	K			—
—	—	豊島区議会議会運営委員の選 任について	議長に指名により議会運営委員を選 任する。	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			選 任
議 員	K			—
—	—	豊島副都心開発調査特別委員 会設置に関する動議	豊島副都心開発調査特別委員会を設 置する。	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			決 定
議 員	K			—
—	—	行財政改革調査特別委員会設 置に関する動議	行財政改革調査特別委員会を設置す る。	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			決 定
議 員	K			—
—	—	環境・清掃対策調査特別委員 会設置に関する動議	環境・清掃対策調査特別委員会を設 置する。	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			決 定
議 員	K			—

議案番号		件 名	主な内容	議決年月日
提出年月日	付託委員会			議 決 結 果
提 出 者	種 別			備 考
—	—	防災・震災対策調査特別委員会設置に関する動議	防災・震災対策調査特別委員会を設置する。	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			決 定
議 員	K			—
—	—	公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会設置に関する動議	公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会を設置する。	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			決 定
議 員	K			—
—	—	豊島区議会特別委員の選任について	議長の指名により特別委員を選任する。	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			選 任
議 員	K			—
報 告 第 3 号	—	専決処分の報告及び承認について	特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとして、令和5年度豊島区一般会計補正予算（第2号）を専決処分したことを報告し、その承認を求める。	R5. 5. 25
R5. 5. 25	総 務			承 認
区 長	B			—
第 2 2 号 議 案	—	令和5年度豊島区一般会計補正予算（第3号）	補正前の額：1,405億6,803万2,000円 補正予算額： 16億 171万5,000円 補正後の額：1,421億6,974万7,000円	R5. 5. 25
R5. 5. 25	総 務			原 案 可 決
区 長	B			—
—	—	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の候補者の推薦について	単記無記名投票：出席議員36名、投票総数36票、有効投票36票、無効投票0票 得票：25票池田裕一、6票川瀬さなえ、5票小林ひろみ（太字が当選者）	
R5. 5. 25	—			
議 員	H			
第 2 3 号 議 案	—	豊島区副区長の選任について	被選任者：上 野 雄 一	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			同 意
区 長	I			—
第 2 4 号 議 案	—	豊島区監査委員の選任について	被選任者：中澤 まさゆき	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			同 意
区 長	I			—

②第2回定例会
(6月21日 ～ 7月10日)

A：条例等の制定・改廃
B：予算
C：決算
D：議決に付すべき契約・財産の取得及び処分
E：負担付きの寄附・贈与の受領
F：訴えの提起・和解・調停・損害賠償額の決定
G：特別区道路線等の認定・廃止
H：選挙
I：特別職の選任・任命の同意
J：意見書・決議
K：その他

議案番号		件 名	主 要 内 容	議決年月日
提出年月日	付託委員会			議 決 結 果
提 出 者	種 別			備 考
—	—	会期	第2回定例会の会期を6月21日から7月10日までの20日間とする。	R5. 6. 21
R5. 6. 21	—			決 定
議 員	K			—
報 告 第 4 号	—	令和4年度豊島区一般会計繰越明許費の報告について	繰越明許費（繰越総額3億5,607万5,000円）を報告する。	R5. 6. 21
R5. 6. 21	—			報 告 聴 取
区 長	K			—
第 2 5 号 議 案	—	豊島区手数料条例の一部を改正する条例	建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率に関する特例認定申請に対する審査手数料及び建築物の高さに関する特例許可申請に対する審査手数料を新設するほか、所要の改正を行う。	R5. 7. 10
R5. 6. 21	総 務			原 案 可 決
区 長	A			—
第 2 6 号 議 案	—	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	福祉訪問等業務従事手当及び児童相談所業務従事手当について規定の整備を図る。	R5. 7. 10
R5. 6. 21	総 務			原 案 可 決
区 長	A			—
第 2 7 号 議 案	—	パートナーシップ関係にある者に係る給与等の取扱いの改正に伴う関係条例の整備に関する条例	パートナーシップ関係にある者に係る手当及び旅費制度並びに休暇・休業等制度における取扱いの見直しに伴い、関係条例について所要の改正を行う。	R5. 7. 10
R5. 6. 21	総 務			原 案 可 決
区 長	A			—
第 2 8 号 議 案	—	豊島区特別区税条例の一部を改正する条例	地方税法の一部改正等に伴い、森林環境税の徴収の開始、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の見直し、電動キックボードに適用する軽自動車税（種別割）税率区分の見直し、軽自動車税（種別割）グリーン化特例の延長、肉用牛売却による事業所得への課税免除の延長及び優良住宅地造成のための譲渡所得への課税特例の延長について所要の改正を行う。	R5. 6. 28
R5. 6. 21	区 民 厚 生			原 案 可 決
区 長	A			—
第 2 9 号 議 案	—	こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例	こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行等に伴い、関係条例について所要の改正を行う。	R5. 7. 10
R5. 6. 21	子ども文教			原 案 可 決
区 長	A			—

議案番号		件 名	主な内容	議決年月日
提出年月日	付託委員会			議 決 結 果
提 出 者	種 別			備 考
第 3 0 号 議 案		南長崎第一保育園全面改修に伴う製作家具（ロッカー・収納戸棚ほか）の買入れについて	買入れの方法：希望型指名競争入札 種類及び数量：ロッカー・収納戸棚 その他79品目の製作家具 86件 買 入 れ 価 格：4,070万円 買入れの相手方：株式会社東京黒板製作所	R5. 7. 10
R5. 6. 21	総 務			原 案 可 決
区 長	D			—
第 3 1 号 議 案				R5. 7. 10
R5. 6. 21	総 務	山手線池袋・大塚間西巣鴨橋新設工事委託契約の一部の変更について	地中障害物の撤去により、契約金額を33億9,874万5,000円に改める。	原 案 可 決
区 長	D			—
第 3 2 号 議 案				R5. 7. 10
R5. 6. 21	総 務	令和5年度豊島区一般会計補正予算（第4号）	補正前の額：1,421億6,974万7,000円 補正予算額：18億3,668万3,000円 補正後の額：1,440億 643万 円	原 案 可 決
区 長	B			—
—				R5. 7. 10
R5. 7. 10	—	地方自治法の規定に基づく、法人の経営状況を説明する書類の提出	豊島区土地開発公社、公益財団法人としま未来文化財団、一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター、東長崎駅・椎名町駅整備株式会社、医療法人財団豊島健康診査センターの経営状況を説明する書類が提出されたことを報告する。	報 告 聴 取
議 員	K			—
第 3 3 号 議 案				R5. 7. 10
R5. 7. 10	—	名誉区民の選定について	被選任者：故 高 野 之 夫	原 案 可 決
区 長	I			—
第 3 4 号 議 案				R5. 7. 10
R5. 7. 10	—	豊島区副区長の選任について	被選任者：天 貝 勝 己	原 案 可 決
区 長	I			—
—				R5. 7. 10
R5. 7. 10	—	議員の派遣について	被爆78周年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典並びに第61回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会に議員を派遣する。	決 定
議 員	K			—

③第3回定例会
(9月20日 ～ 10月26日)

A：条例等の制定・改廃
B：予算
C：決算
D：議決に付すべき契約・財産の取得及び処分
E：負担付きの寄附・贈与の受領
F：訴えの提起・和解・調停・損害賠償額の決定
G：特別区道路線等の認定・廃止
H：選挙
I：特別職の選任・任命の同意
J：意見書・決議
K：その他

議案番号		件 名	主 要 内 容	議決年月日
提出年月日	付託委員会			議 決 結 果
提 出 者	種 別			備 考
—	—	会期	第3回定例会の会期を9月20日から10月26日までの37日間とする。	R5. 9. 20
R5. 9. 20	—			決 定
議 員	K			—
—	—	派遣の取消し及び通知について	第2回定例会において議決した派遣について、議長において取消しを決定し、その旨を派遣議員に通知したことを報告する。	R5. 9. 20
R5. 9. 20	—			報 告 聴 取
議 員	K			—
認 定 第 1 号	—	令和4年度豊島区一般会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額：1,493億2,942万 206円 歳出決算額：1,447億2,989万9,467円 差引残額：45億9,952万 739円	R5. 10. 26
R5. 9. 20	決 算 特 別			認 定
区 長	C			—
認 定 第 2 号	—	令和4年度豊島区国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額：302億6,041万9,141円 歳出決算額：289億5,685万7,266円 差引残額：13億 356万1,875円	R5. 10. 26
R5. 9. 20	決 算 特 別			認 定
区 長	C			—
認 定 第 3 号	—	令和4年度豊島区後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額：71億3,722万9,838円 歳出決算額：68億8,566万4,236円 差引残額：2億5,156万5,602円	R5. 10. 26
R5. 9. 20	決 算 特 別			認 定
区 長	C			—
認 定 第 4 号	—	令和4年度豊島区介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額：207億8,019万8,073円 歳出決算額：200億3,459万1,442円 差引残額：7億4,560万6,631円	R5. 10. 26
R5. 9. 20	決 算 特 別			認 定
区 長	C			—
—	—	決算特別委員会の設置及び認定第1号～認定第4号の付託についての動議	議長指名の委員18名で構成する決算特別委員会を設置し、認定4件を付託する。	R5. 9. 20
R5. 9. 20	—			決 定
議 員	K			—
—	—	決算特別委員の選任	議長指名により選任する。	R5. 9. 20
R5. 9. 20	—			選 任
議 員	K			—
報 告 第 5 号	—	令和4年度決算における健全化判断比率の報告について	令和4年度決算における地方公共団体の財政健全化判断比率を報告する。	R5. 9. 20
R5. 9. 20	—			報 告 聴 取
区 長	K			—
第 3 5 号 議 案	—	職員の高齢者部分休業に関する条例	地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるほか、附則において職員の育児休暇等に関する条例について所要の改正を行う。	R5. 10. 26
R5. 9. 20	総 務			原 案 可 決
区 長	A			—

議案番号		件 名	主な内容	議決年月日
提出年月日	付託委員会			議 決 結 果
提 出 者	種 別			備 考
第 3 6 号 議 案		豊島区手数料条例の一部を改正する条例	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、旅館業の許可を受けた者に係る譲渡による地位の承継の承認申請に対する審査事務を加えることについて所要の改正を行う。	R5. 10. 26
R5. 9. 20	総 務			原 案 可 決
区 長	A			—
第 3 7 号 議 案		生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例につき所要の改正を行うほか、規定の整備を図る。	R5. 10. 26
R5. 9. 20	区 民 厚 生			原 案 可 決
区 長	A			—
第 3 8 号 議 案		豊島区立体育施設条例の一部を改正する条例	豊島区立千早スポーツフィールドを設置し、同体育施設の管理について必要な事項を定めるほか、規定の整備を図る。	R5. 10. 26
R5. 9. 20	子ども文教			原 案 可 決
区 長	A			—
第 3 9 号 議 案		豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図る。	R5. 10. 26
R5. 9. 20	子ども文教			原 案 可 決
区 長	A			—
第 4 0 号 議 案		区民ひろば朋有複合施設全面改修工事請負契約の一部の変更について	工事内容の仕様変更及び施工数量の追加に伴い、契約金額を3億7,760万8,000円に改める。	R5. 10. 26
R5. 9. 20	総 務			原 案 可 決
区 長	D			—
第 4 1 号 議 案		和解について	南長崎六丁目の区有地について、土地を占有している建物所有者と和解する。	R5. 10. 26
R5. 9. 20	総 務			原 案 可 決
区 長	F			—
第 4 2 号 議 案		児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する協議について	児童相談所設置区における協議により、措置費共同経理課の共同設置に関する規約を定め、児童相談所設置区における児童養護施設、乳児院等に係る措置費払い事務を共同して行う内部組織を設置する。	R5. 10. 26
R5. 9. 20	子ども文教			原 案 可 決
区 長	K			—
第 4 3 号 議 案		令和5年度豊島区一般会計補正予算（第5号）	補正前の額：1,440億 643万 円 補正予算額： 11億1,105万5,000円 補正後の額：1,451億1,748万5,000円	R5. 10. 26
R5. 9. 20	総 務			原 案 可 決
区 長	B			—
第 4 4 号 議 案		令和5年度豊島区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）	補正前の額： 317億6,822万6,000円 補正予算額： 4,941万1,000円 補正後の額： 318億1,763万7,000円	R5. 10. 26
R5. 9. 20	区 民 厚 生			原 案 可 決
区 長	B			—
第 4 5 号 議 案		令和5年度豊島区後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）	補正前の額： 69億5,491万9,000円 補正予算額： 2億6,510万7,000円 補正後の額： 72億2,002万6,000円	R5. 10. 26
R5. 9. 20	区 民 厚 生			原 案 可 決
区 長	B			—
第 4 6 号 議 案		令和5年度豊島区介護保険事業会計補正予算（第1号）	補正前の額： 212億9,296万6,000円 補正予算額： 7億4,397万5,000円 補正後の額： 220億3,694万1,000円	R5. 10. 26
R5. 9. 20	区 民 厚 生			原 案 可 決
区 長	B			—

議案番号		件 名	主な内容	議決年月日
提出年月日	付託委員会			議 決 結 果
提 出 者	種 別			備 考
議員提出議案第 8 号		健康保険証の廃止を延期し、 今の健康保険証の存続を求め る意見書	【107ページに掲載】	R5. 9. 20
R5. 9. 20	—			否 決
議 員	J			—

④第4回定例会

(11月15日 ～ 12月5日)

A：条例等の制定・改廃
B：予算
C：決算
D：議決に付すべき契約・財産の取得及び処分
E：負担付きの寄附・贈与の受領
F：訴えの提起・和解・調停・損害賠償額の決定
G：特別区道路線等の認定・廃止
H：選挙
I：特別職の選任・任命の同意
J：意見書・決議
K：その他

議案番号		件 名	主な内容	議決年月日
提出年月日	付託委員会			議 決 結 果
提 出 者	種 別			備 考
—		会期	第4回定例会の会期を11月15日から12月5日までの21日間とする。	R5. 11. 15
R5. 11. 15	—			決 定
議 員	K			—
第 4 7 号 議 案	豊島区立公園条例の一部を改正する条例	東池袋五丁目公園を設置するほか、有料公園施設の開場時間について所要の改正を行う。	R5. 12. 5	
R5. 11. 15	都 市 整 備			原 案 可 決
区 長	A			—
第 4 8 号 議 案	豊島区立児童遊園条例の一部を改正する条例	巣鴨四丁目第三児童遊園を廃止する。	R5. 12. 5	
R5. 11. 15	都 市 整 備			原 案 可 決
区 長	A			—
第 4 9 号 議 案	豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	R5. 12. 5	
R5. 11. 15	子ども文教			原 案 可 決
区 長	A			—
第 5 0 号 議 案	豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例	豊島区立千川中学校の新校舎の建設に伴う仮校舎への移転に伴い、同校の位置を変更する。	R5. 12. 5	
R5. 11. 15	子ども文教			原 案 可 決
区 長	A			—
第 5 1 号 議 案	千川中学校解体工事請負契約について	契約の方法： 条件付一般競争入札 契約金額： 3億9,270万円 契約の相手方： 株式会社高山工業	R5. 12. 5	
R5. 11. 15	総 務			原 案 可 決
区 長	D			—
第 5 2 号 議 案	区民ひろば長崎複合施設全面改修工事請負契約について	契約の方法： 条件付一般競争入札 契約金額： 4億5,390万5,100円 契約の相手方： 伊藤興業株式会社	R5. 12. 5	
R5. 11. 15	総 務			原 案 可 決
区 長	D			—
第 5 3 号 議 案	千早四丁目アパート全面改修工事（1号棟）請負契約について	契約の方法： 条件付一般競争入札 契約金額： 2億3,617万円 契約の相手方： 株式会社富士建	R5. 12. 5	
R5. 11. 15	総 務			原 案 可 決
区 長	D			—
第 5 4 号 議 案	巣鴨地蔵通り景観道路工事（Ⅰ工区）請負契約の一部の変更について	設計変更により、契約金額を4億206万8,700円に、工期を令和6年3月29日までに改める。	R5. 12. 5	
R5. 11. 15	総 務			原 案 可 決
区 長	D			—
第 5 5 号 議 案	令和5年度豊島区一般会計補正予算（第6号）	補正前の額： 1,451億1,748万5,000円 補正予算額： 47億5,813万 円 補正後の額： 1,498億7,561万5,000円	R5. 12. 5	
R5. 11. 15	総 務			原 案 可 決
区 長	B			—

議案番号		件 名	主な内容	議決年月日
提出年月日	付託委員会			議 決 結 果
提 出 者	種 別			備 考
第 5 6 号 議 案	令和 5 年度豊島区後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）	令和 5 年度豊島区後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）	補正前の額： 72億2,002万6,000円 補正予算額： 1,300万 円 補正後の額： 72億3,302万6,000円	R5. 12. 5
R5. 11. 15	区 民 厚 生			原 案 可 決
区 長	B			—
第 5 7 号 議 案	令和 5 年度豊島区介護保険事業会計補正予算（第 2 号）	令和 5 年度豊島区介護保険事業会計補正予算（第 2 号）	補正前の額： 220億3,694万1,000円 補正予算額： 703万2,000円 補正後の額： 220億4,397万3,000円	R5. 12. 5
R5. 11. 15	区 民 厚 生			原 案 可 決
区 長	B			—
第 5 8 号 議 案	訴えの提起について		診療報酬返還等請求に関する民事訴訟を提起する。	R5. 12. 5
R5. 11. 15	総 務			原 案 可 決
区 長	F			—
第 5 9 号 議 案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		人事委員会の勧告に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給月数並びに給料表の給料月額を改める。	R5. 11. 24
R5. 11. 22	総 務			原 案 可 決
区 長	A			—
第 6 0 号 議 案	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		人事委員会の勧告に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給月数並びに給料表の給料月額を改める。	R5. 11. 24
R5. 11. 22	総 務			原 案 可 決
区 長	A			—
第 6 1 号 議 案	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		人事委員会の勧告に基づき、期末手当の支給月数を改めるほか、所要の改正を行う。	R5. 11. 24
R5. 11. 22	総 務			原 案 可 決
区 長	A			—
第 6 2 号 議 案	豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例		国民健康保険法、国民健康保険法施行令及び国民健康保険法施行規則の一部改正に伴い、出産被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び均等割額の減額について所要の改正を行うほか、規定の整備を図る。	R5. 12. 5
R5. 12. 5	区 民 厚 生			原 案 可 決
区 長	A			—
第 6 3 号 議 案	令和 5 年度豊島区一般会計補正予算（第 7 号）		補正前の額： 1,498億7,561万5,000円 補正予算額： 36億6,823万7,000円 補正後の額： 1,535億4,385万2,000円	R5. 12. 5
R5. 12. 5	総 務			原 案 可 決
区 長	B			—
第 6 4 号 議 案	令和 5 年度豊島区国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）		補正前の額： 318億1,763万7,000円 補正予算額： 8億9,883万5,000円 補正後の額： 327億1,647万2,000円	R5. 12. 5
R5. 12. 5	区 民 厚 生			原 案 可 決
区 長	B			—
議員提出議案第 9 号	国民健康保険制度の改善を求める意見書		【108ページに掲載】	R5. 12. 5
R5. 12. 5	—			否 決
議 員	J			—
議員提出議案第 1 0 号	国民健康保険制度の改善を求める意見書		【109ページに掲載】	R5. 12. 5
R5. 12. 5	—			否 決
議 員	J			—
議員提出議案第 1 1 号	国民健康保険制度の充実を求める意見書		【110ページに掲載】	R5. 12. 5
R5. 12. 5	—			原 案 可 決
議 員	J			—

議案番号		件 名	主な内容	議決年月日
提出年月日	付託委員会			議 決 結 果
提 出 者	種 別			備 考
議員提出議案第12号		国民健康保険制度の充実を求める意見書	【111ページに掲載】	R5.12.5
R5.12.5	—			原 案 可 決
議 員	J			—

(3) 令和4年度豊島区一般会計歳入歳出決算

歳入決算

(単位：円)

款	予算現額	収入済額	収入率(%)
1 特別区税	35,809,023,000	35,838,536,874	100.1%
2 地方譲与税	447,000,000	458,146,001	102.5%
3 利子割交付金	78,000,000	114,569,000	146.9%
4 配当割交付金	513,000,000	610,501,000	119.0%
5 株式等譲渡所得割交付金	400,000,000	469,824,000	117.5%
6 地方消費税交付金	8,559,207,000	8,666,913,000	101.3%
7 環境性能割交付金	79,000,000	116,163,018	147.0%
8 地方特例交付金	122,330,000	122,330,000	100.0%
9 特別区交付金	35,200,000,000	35,263,678,000	100.2%
10 交通安全対策特別交付金	26,000,000	25,668,000	98.7%
11 分担金及び負担金	1,162,694,000	1,079,836,897	92.9%
12 使用料及び手数料	3,235,236,000	3,319,218,262	102.6%
13 国庫支出金	36,438,502,000	33,856,608,042	92.9%
14 都支出金	12,909,245,000	12,350,690,942	95.7%
15 財産収入	520,697,000	469,165,620	90.1%
16 寄附金	425,255,000	424,031,557	99.7%
17 繰入金	12,512,299,000	8,688,451,316	69.4%
18 繰越金	2,716,556,000	2,716,555,000	100.0%
19 諸収入	4,187,847,000	4,259,533,677	101.7%
20 特別区債	4,587,000,000	479,000,000	10.4%
歳入合計	159,928,891,000	149,329,420,206	93.4%

歳出決算

(単位：円)

款	予算現額	支出済額	執行率(%)
1 議会費	671,207,000	601,254,772	89.6%
2 政策経営費	13,955,709,000	13,586,406,803	97.4%
3 総務費	8,073,442,000	7,158,139,974	88.7%
4 区民費	11,882,758,000	11,414,303,446	96.1%
5 文化商工費	6,752,317,000	6,094,100,713	90.3%
6 環境清掃費	4,752,069,000	4,612,978,462	97.1%
7 福祉費	38,275,992,000	34,060,988,884	89.0%
8 衛生費	12,267,166,000	10,626,844,714	86.6%
9 子ども家庭費	30,393,469,000	27,910,392,324	91.8%
10 都市整備費	16,370,979,000	13,317,315,284	81.3%
11 教育費	13,974,238,000	13,098,260,660	93.7%
12 公債費	2,331,475,000	2,248,913,431	96.5%
13 予備費	228,070,000	0	0.0%
歳出合計	159,928,891,000	144,729,899,467	90.5%

※ 収入率及び執行率は、小数点第2位を四捨五入。

6 請願・陳情

(1) 請願・陳情の議決状況

		付 託 委 員 会																				計									
		総 務					区民厚生					都市整備					子ども文教										議会運営				
		新規付託	採択	不採択	取下	継続審査	新規付託	採択	不採択	取下	継続審査	新規付託	採択	不採択	取下	継続審査	新規付託	採択	不採択	取下	継続審査	新規付託	採択	不採択	取下	継続審査	新規付託	採択	不採択	取下	継続審査
第二回定例会分	請願															1			1								1	0	1	0	0
	陳情	2		1		1	1	1				1		1							2		1		1	6	1	3	0	2	
第三回定例会分	請願																									0	0	0	0	0	
	陳情						6		3	1	1	1				1	2		1						9	0	4	1	2		
第四回定例会分	請願	1				1																				1	0	0	0	1	
	陳情	2				2	4		1		3	2		1		1				1					8	0	2	0	7		
合 計	請願	1	0	0	0	※	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	
	陳情	4	0	1	0	3	11	1	4	1	4	4	0	2	0	2	2	0	1	0	1	2	0	1	0	1	23	1	9	1	11

※欄の数は、令和5年12月31日時点の継続審査件数

* 第四回定例会の区民厚生委員会の陳情不採択1件は、第三回定例会からの継続分

* 第四回定例会の子ども文教委員会の陳情継続審査1件は、第三回定例会からの継続分

(2) 請願の議決結果

受 理 番 号 ・ 受 理 日		件 名	議決年月日
付託年月日	付託委員会		議 決 結 果
備 考			意 見 書 等
5 請願第 2 号 ・ 6/16		適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施延期を国に要望することを求める請願	R5. 7. 10
R5. 6. 21	子ども文教		不採択
意見陳述			—
5 請願第 3 号 ・ 11/10		再審法改正の促進を求める意見書を国会・政府に提出することを求める請願	R5. 12. 5
R5. 11. 15	総 務		継続審査
意見陳述			—

3)陳情の議決結果

受 理 番 号 ・ 受 理 日		件 名	議 決 年 月 日
付託年月日	付託委員会		議 決 結 果
備 考			意 見 書 等
5 陳情第 8 号 ・ 5/26		フレイル予防に資する朗読劇の推進についての陳情	R5. 7. 10
R5. 6. 21	区 民 厚 生		採 択
—			—
5 陳情第 9 号 ・ 5/31		竹下ひろみ議員（自民党）辞任を願う陳情及び自民党が竹下ひろみ議員に公認を与えた理由を求める陳情	R5. 7. 10
R5. 6. 21	議 会 運 営		不 採 択
—			—
5 陳情第10号 ・ 6/12		豊島区客引き行為等の防止に関する条例についての陳情	R5. 7. 10
R5. 6. 21	総 務		不 採 択
—			—
5 陳情第11号 ・ 6/13		公共施設である庁舎内において政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情	R5. 12. 5
R5. 6. 21	総 務		継続審査
—			—
5 陳情第12号 ・ 6/14		羽田空港への新飛行ルートの中止を求め、豊島区議会から意見書提出を求める陳情	R5. 7. 10
R5. 6. 21	都 市 整 備		不 採 択
—			—
5 陳情第13号 ・ 6/16		自民党区議の政治資金規正法違反に関する陳情	R5. 12. 5
R5. 6. 21	議 会 運 営		継続審査
—			—
5 陳情第14号 ・ 8/28		現行の健康保険証の存続を求める陳情	R5. 10. 26
R5. 9. 20	区 民 厚 生		不 採 択
—			—
5 陳情第15号 ・ 8/31		健康保険証の存続を求めることについての陳情	R5. 10. 26
R5. 9. 20	区 民 厚 生		不 採 択
—			—
5 陳情第16号 ・ 9/6		区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情	R5. 10. 26
R5. 9. 20	区 民 厚 生		取 下 げ
—			—
5 陳情第17号 ・ 9/6		行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情	R5. 12. 5
R5. 9. 20	区 民 厚 生		継続審査
—			—
5 陳情第18号 ・ 9/6		「コスプレの聖地としま」を推進するために豊島区とコスプレ運営会社のさらなる連携と豊島区主体でコスプレプロモーションを新設する件に関する陳情	R5. 10. 26
R5. 9. 20	子 ども 文 教		不 採 択
—			—
5 陳情第19号 ・ 9/13		加齢性の難聴者への補聴器購入の補助制度の拡充を求める陳情	R5. 10. 26
R5. 9. 20	区 民 厚 生		不 採 択
—			—
5 陳情第20号 ・ 9/13		コミュニティバスの運行についての陳情	R5. 12. 5
R5. 9. 20	都 市 整 備		継続審査
—			—

受 理 番 号 ・ 受 理 日		件 名	議 決 年 月 日
付 託 年 月 日	付 託 委 員 会		議 決 結 果
備 考			意 見 書 等
5 陳 情 第 21 号 ・ 10/13		潜在看護師を活用する意見書提出についての陳情	R5. 12. 5
R5. 10. 26	区 民 厚 生		不 採 択
—			—
5 陳 情 第 22 号 ・ 10/18		消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情	R5. 12. 5
R5. 10. 26	子 ども 文 教		継 続 審 査
—			—
5 陳 情 第 23 号 ・ 11/8		「地位協定の見直し」を求める陳情	R5. 12. 5
R5. 11. 15	総 務		継 続 審 査
—			—
5 陳 情 第 24 号 ・ 11/8		「横田基地関係者による飲酒を伴う交通事故について」の陳情	R5. 12. 5
R5. 11. 15	総 務		継 続 審 査
—			—
5 陳 情 第 25 号 ・ 11/9		高すぎる国民健康保険料の引き下げを求める陳情	R5. 12. 5
R5. 11. 15	区 民 厚 生		継 続 審 査
—			—
5 陳 情 第 26 号 ・ 11/9		介護保険料の引き下げと制度充実を求める陳情	R5. 12. 5
R5. 11. 15	区 民 厚 生		継 続 審 査
—			—
5 陳 情 第 27 号 ・ 11/10		脱原発、脱炭素をすすめ、再生可能エネルギー電力の割合を高めることを求める陳情	R5. 12. 5
R5. 11. 15	都 市 整 備		不 採 択
—			—
5 陳 情 第 28 号 ・ 11/10		「建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書」の提出を求める陳情	R5. 12. 5
R5. 11. 15	都 市 整 備		継 続 審 査
—			—
5 陳 情 第 29 号 ・ 11/10		建設アスベスト被害の全面解決、アスベスト建材製造企業の基金拋出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書の提出を求める陳情	R5. 12. 5
R5. 11. 15	区 民 厚 生		継 続 審 査
—			—
5 陳 情 第 30 号 ・ 11/28		年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	R5. 12. 5
R5. 12. 5	区 民 厚 生		継 続 審 査
—			—

7 本会議での採決における各会派等の態度

(1) 議案等の採決（○は可決・認定等に賛成、×は可決・認定等に反対）

① 第1回臨時会

議案番号	件名	会派等							結果
		自 民 党 豊 島 区 議 団 (8人)	公 明 党 (7人)	立 憲 ・ れ い わ (6人)	会 都 民 フ ア ー ス ト の 民 の (5人)	日 本 共 産 党 (5人)	維 新 ・ 無 所 属 (4人)	無 所 属 元 氣 の 会 (1人)	
議員提出議案 第6号	豊島区議会委員会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決
議員提出議案 第7号	豊島区議会情報公開条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決
報 告 第 3 号	専決処分の報告及び承認について	○	○	○	○	○	○	○	承認
第 2 2 号議案	令和5年度豊島区一般会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決
第 2 3 号議案	豊島区副区長の選任について	○	○	○	○	×	○	○	同意
第 2 4 号議案	豊島区監査委員の選任について	○	○	×	○と 除斥	×	×	×	同意

② 第2回定例会

議案番号	件名	会派等							結果
		自 民 党 豊 島 区 議 団 (8人)	公 明 党 (7人)	立 憲 ・ れ い わ (6人)	会 都 民 フ ア ー ス ト 民 の (5人)	日 本 共 産 党 (5人)	維 新 ・ 無 所 属 (4人)	無 所 属 元 氣 の 会 (1人)	
報 告 第 4 号	令和4年度豊島区一般会計繰越明許費の報告について								
第 25 号議案	豊島区手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 26 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 27 号議案	パートナーシップ関係にある者に係る給与等の取扱いの改正に伴う関係条例の整備に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 28 号議案	豊島区特別区税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	×	○と欠席	○	原案可決
第 29 号議案	こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 30 号議案	南長崎第一保育園全面改修に伴う製作家具（ロッカー・収納戸棚ほか）の買入れについて	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 31 号議案	山手線池袋・大塚間西巢鴨橋新設工事委託契約の一部の変更について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 32 号議案	令和5年度豊島区一般会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 33 号議案	名誉区民の選定について	○	○	○	○	×	退席	○	同意
第 34 号議案	豊島区副区長の選任について	○	○	○	○	×	○	○	同意

③ 第3回定例会

議案番号	件名	会派等							結果
		自 民 党 豊 島 区 議 団 (8人)	公 明 党 (7人)	立 憲 ・ れ い わ (6人)	会 都 民 フ ア ー ス ト 国 民 の (5人)	日 本 共 産 党 (5人)	維 新 ・ 無 所 属 (4人)	無 所 属 元 氣 の 会 (1人)	
認定第 1 号	令和4年度豊島区一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○と 欠席	○	×	○	○	認定
認定第 2 号	令和4年度豊島区国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○と 欠席	○	×	○	○	認定
認定第 3 号	令和4年度豊島区後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○と 欠席	○	×	○	○	認定
認定第 4 号	令和4年度豊島区介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○と 欠席	○	×	○	○	認定
報告第 5 号	令和4年度決算における健全化判断比率の報告について								
第 35 号議案	職員の高齢者部分休業に関する条例	○	○	○と 欠席	○	○	○	○	原案 可決
第 36 号議案	豊島区手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○と 欠席	○	○	○	○	原案 可決
第 37 号議案	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例	○	○	○と 欠席	○	○	○	○	原案 可決
第 38 号議案	豊島区立体体育施設条例の一部を改正する条例	○	○	○と 欠席	○	○	○	○	原案 可決
第 39 号議案	豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○と 欠席	○	○	○	○	原案 可決
第 40 号議案	区民ひろば朋有複合施設全面改修工事請負契約の一部の変更について	○	○	○と 欠席	○	○	○	○	原案 可決

議案番号	件名	会派等							結果
		自 民 党 豊 島 区 議 団 (8人)	公 明 党 (7人)	立 憲 ・ れ い わ (6人)	会 都 民 フ ア ー ス ト 国 民 の (5人)	日 本 共 産 党 (5人)	維 新 ・ 無 所 属 (4人)	無 所 属 元 氣 の 会 (1人)	
第 4 1 号議案	和解について	○	○	○と 欠席	○	○	○	○	原案 可決
第 4 2 号議案	児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する協議について	○	○	○と 欠席	○	○	○	○	原案 可決
第 4 3 号議案	令和 5 年度豊島区一般会計補正予算（第 5 号）	○	○	○と 欠席	○	○	○	○	原案 可決
第 4 4 号議案	令和 5 年度豊島区国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）	○	○	○と 欠席	○	×	○	○	原案 可決
第 4 5 号議案	令和 5 年度豊島区後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）	○	○	○と 欠席	○	○	○	○	原案 可決
第 4 6 号議案	令和 5 年度豊島区介護保険事業会計補正予算（第 1 号）	○	○	○と 欠席	○	○	○	○	原案 可決
議員提出議案 第 8 号	健康保険証の廃止を延期し、今の健康保険証の存続を求める意見書	×と 欠席	×	○	×	○	×	○	否決

④ 第4回定例会

議案番号	件名	会派等							結果
		自 民 党 豊 島 区 議 団 (8人)	公 明 党 (7人)	立 憲 ・ れ い わ (6人)	会 都 民 フ ア ー ス ト 民 の (5人)	日 本 共 産 党 (5人)	維 新 ・ 無 所 属 (4人)	無 所 属 元 氣 の 会 (1人)	
第 47 号議案	豊島区立公園条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 48 号議案	豊島区立児童遊園条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 49 号議案	豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 50 号議案	豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 51 号議案	千川中学校解体工事請負契約について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 52 号議案	区民ひろば長崎複合施設全面改修工事請負契約について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 53 号議案	千早四丁目アパート全面改修工事（1号棟）請負契約について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 54 号議案	巣鴨地蔵通り景観道路工事（Ⅰ工区）請負契約の一部の変更について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 55 号議案	令和5年度豊島区一般会計補正予算（第6号）	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 56 号議案	令和5年度豊島区後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第 57 号議案	令和5年度豊島区介護保険事業会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	会派等							結果
		自 民 党 豊 島 区 議 団 (8人)	公 明 党 (7人)	立 憲 ・ れ い わ (6人)	会 都 民 フ ア ー ス ト 国 民 の (5人)	日 本 共 産 党 (5人)	維 新 ・ 無 所 属 (4人)	無 所 属 元 氣 の 会 (1人)	
第 58 号議案	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決
第 59 号議案	職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決
第 60 号議案	幼稚園教育職員の給与に関する条 例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決
第 61 号議案	会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例の一部を改正す る条例	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決
第 62 号議案	豊島区国民健康保険条例の一部を 改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決
第 63 号議案	令和 5 年度豊島区一般会計補正予 算（第 7 号）	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決
第 64 号議案	令和 5 年度豊島区国民健康保険事 業会計補正予算（第 2 号）	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決
議員提出議案 第 9 号	国民健康保険制度の改善を求める 意見書	×	×	○	×	○	○	○	否決
議員提出議案 第 10 号	国民健康保険制度の改善を求める 意見書	×	×	○	×	○	○	○	否決
議員提出議案 第 11 号	国民健康保険制度の充実を求める 意見書	○	○	×	○	×	○	○	原案 可決
議員提出議案 第 12 号	国民健康保険制度の充実を求める 意見書	○	○	×	○	×	○	○	原案 可決

(2) 請願・陳情の採決

① 第2回定例会

議案番号	件名	会派等							結果
		自 民 党 豊 島 区 議 団 (8人)	公 明 党 (7人)	立 憲 ・ れ い わ (6人)	会 都 民 フ ア ー ス ト 国 民 の (5人)	日 本 共 産 党 (5人)	維 新 ・ 無 所 属 (4人)	無 所 属 元 氣 の 会 (1人)	
5 請願第 2 号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施延期を国に要望することを求める請願	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に反対	不採択に反対	不採択
5 陳情第 8 号	フレイル予防に資する朗読劇の推進についての陳情	採択に賛成	採択に賛成	採択に賛成	採択に賛成	採択に賛成	採択に賛成	採択に賛成	採択
5 陳情第 9 号	竹下ひろみ議員（自民党）辞任を願う陳情及び自民党が竹下ひろみ議員に公認を与えた理由を求める陳情	不採択に賛成と除斥	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択
5 陳情第 10 号	豊島区客引き行為等の防止に関する条例についての陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択
5 陳情第 11 号	公共施設である庁舎内において政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
5 陳情第 12 号	羽田空港への新飛行ルートの中止を求め、豊島区議会から意見書提出を求める陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に賛成	不採択に反対	不採択
5 陳情第 13 号	自民党区議の政治資金規正法違反に関する陳情	継続に賛成と除斥	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続審査

② 第3回定例会

議案番号	件名	会派等							結果
		自 民 党 豊 島 区 議 団 (8人)	公 明 党 (7人)	立 憲 ・ れ い わ (6人)	会 都 民 フ ア ー ス ト 民 の (5人)	日 本 共 産 党 (5人)	維 新 ・ 無 所 属 (4人)	無 所 属 元 氣 の 会 (1人)	
5 陳情第11号	公共施設である庁舎内において政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成と欠席	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
5 陳情第13号	自民党区議の政治資金規正法違反に関する陳情	継続に賛成と除斥	継続に賛成	継続に賛成と欠席	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
5 陳情第14号	現行の健康保険証の存続を求める陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に反対と欠席	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に賛成	不採択に反対	不採択
5 陳情第15号	健康保険証の存続を求めることについての陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に反対と欠席	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に賛成	不採択に反対	不採択
5 陳情第17号	行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成と欠席	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
5 陳情第18号	「コスプレの聖地としま」を推進するために豊島区とコスプレ運営会社のさらなる連携と豊島区主体でコスプレプロモーションを新設する件に関する陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成と欠席	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択
5 請願第19号	加齢性の難聴者への補聴器購入の補助制度の拡充を求める陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に反対と欠席	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に賛成	不採択に反対	不採択
5 陳情第20号	コミュニティバスの運行についての陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対と欠席	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
5 陳情第21号	潜在看護師を活用する意見書提出についての陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成と欠席	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続審査

議案番号	件名	会派等							結果
		自 民 党 豊 島 区 議 団 (8人)	公 明 党 (7人)	立 憲 ・ れ い わ (6人)	会 都 民 フ ア ー ス ト 国 民 の (5人)	日 本 共 産 党 (5人)	維 新 ・ 無 所 属 (4人)	無 所 属 元 気 の 会 (1人)	
5 陳情第 2 2 号	消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成と欠席	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続審査

※ 5 陳情第 1 6 号「区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情」は取下げを承認した。

③ 第4回定例会

議案番号	件名	会派等							結果
		自 民 党 豊 島 区 議 団 (8人)	公 明 党 (7人)	立 憲 ・ れ い わ (6人)	会 都 民 フ ア ー ス ト 民 の (5人)	日 本 共 産 党 (5人)	維 新 ・ 無 所 属 (4人)	無 所 属 元 氣 の 会 (1人)	
5 請願第 3 号	再審法改正の促進を求める意見書を国会・政府に提出することを求める請願	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
5 陳情第 1 1 号	公共施設である庁舎内において政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
5 陳情第 1 3 号	自民党区議の政治資金規正法違反に関する陳情	継続に賛成と除斥	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
5 陳情第 2 1 号	潜在看護師を活用する意見書提出についての陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択
5 陳情第 2 2 号	消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
5 陳情第 2 3 号	「地位協定の見直し」を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
5 陳情第 2 4 号	「横田基地関係者による飲酒を伴う交通事故について」の陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
5 陳情第 2 5 号	高すぎる国民健康保険料の引き下げを求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
5 陳情第 2 6 号	介護保険料の引き下げと制度充実を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査

議案番号	件名	会派等							結果
		自 民 党 豊 島 区 議 団 (8人)	公 明 党 (7人)	立 憲 ・ れ い わ (6人)	会 都 民 フ ア ー ス ト 国 民 の (5人)	日 本 共 産 党 (5人)	維 新 ・ 無 所 属 (4人)	無 所 属 元 氣 の 会 (1人)	
5 陳情第 27 号	脱原発、脱炭素をすすめ、再生可能エネルギー電力の割合を高めることを求める陳情	不採択に賛成	不採択に賛成	退席	不採択に賛成	不採択に反対	不採択に賛成	不採択に賛成	不採択
5 陳情第 28 号	「建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書」の提出を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に賛成	継続審査
5 陳情第 29 号	建設アスベスト被害の全面解決、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書の提出を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に反対	継続に賛成	継続に反対	継続に反対	継続に反対	継続審査
5 陳情第 30 号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続に賛成	継続審査

8 議員提出議案等

(1) 議員提出議案

A：条例等の制定・改廃
J：意見書・決議

議案番号		件 名	提出者	議決年月日
提出年月日	請願・陳情関係			議 決 結 果
種 別				備 考
議員提出議案第 6 号		豊島区議会委員会条例の一部を改正する条例	芳賀竜朗 藤澤愛子 辻 薫 高橋佳代子 川 瀬 さなえ 塚田ひさこ 細 川 正 博 星 京子 儀 武 さとる 小 林 ひろみ ふるぼう 知生 二 葉	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			原 案 可 決
A				—
議員提出議案第 7 号		豊島区議会情報公開条例の一部を改正する条例	芳賀竜朗 藤澤愛子 辻 薫 高橋佳代子 川 瀬 さなえ 塚田ひさこ 細 川 正 博 星 京子 儀 武 さとる 小 林 ひろみ ふるぼう 知生 二 葉	R5. 5. 25
R5. 5. 25	—			原 案 可 決
A				—
議員提出議案第 8 号		健康保険証の廃止を延期し、今の健康保険証の存続を求める意見書	川瀬 さなえ 塚田 ひさこ さく ま 一 生 よしと 宮崎 けい子 ふるか 儀 武 さとる 信 行 ひろみ 垣 内 水 信 行 とおる 清 水 みちこ	R5. 9. 20
R5. 9. 20	—			否 決
J				—
議員提出議案第 9 号		国民健康保険制度の改善を求める意見書	儀 武 さとる 小 林 ひろみ 垣 内 水 信 行 とおる 清 水 みちこ	R5. 12. 5
R5. 12. 5	—			否 決
J				—
議員提出議案第 10 号		国民健康保険制度の改善を求める意見書	儀 武 さとる 小 林 ひろみ 垣 内 水 信 行 とおる 清 水 みちこ	R5. 12. 5
R5. 12. 5	—			否 決
J				—
議員提出議案第 11 号		国民健康保険制度の充実を求める意見書	芳賀竜朗 藤澤愛子 辻 薫 高橋佳代子 細 川 正 博 星 京子	R5. 12. 5
R5. 12. 5	—			原 案 可 決
J				—
議員提出議案第 12 号		国民健康保険制度の充実を求める意見書	芳賀竜朗 藤澤愛子 辻 薫 高橋佳代子 細 川 正 博 星 京子	R5. 12. 5
R5. 12. 5	—			原 案 可 決
J				—

(2) 要望書・要請書・抗議文

なし

議員提出議案第 6 号

豊島区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 2 5 日

提出者 豊島区議会議員

芳 賀 竜 朗	藤 澤 愛 子
辻 薫	高 橋 佳代子
川 瀬 さなえ	塚 田 ひさこ
細 川 正 博	星 京 子
儀 武 さとる	小 林 ひろみ
ふるぼう 知生	林 二 葉

豊島区議会議長 池 田 裕 一 様

豊島区議会委員会条例の一部を改正する条例

豊島区議会委員会条例（昭和 3 9 年豊島区条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表総務委員会の項中「7 人」を「9 人」に改め、同表区民厚生委員会の項中「8 人」を「9 人」に改め、同表都市整備委員会の項中「7 人」を「9 人」に改め、同表子ども文教委員会の項中「8 人」を「9 人」に改める。

第 3 条の 2 第 2 項中「8 人」を「1 1 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

常任委員会の委員の定数及び議会運営委員の定数を改めるため、本案を提出いたします。

議員提出議案第 7 号

豊島区議会情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 2 5 日

提出者 豊島区議会議員

芳 賀 竜 朗	藤 澤 愛 子
辻 薫	高 橋 佳代子
川 瀬 さなえ	塚 田 ひさこ
細 川 正 博	星 京 子
儀 武 さとる	小 林 ひろみ
ふるぼう 知生	林 二 葉

豊島区議会議長 池 田 裕 一 様

豊島区議会情報公開条例の一部を改正する条例

豊島区議会情報公開条例（平成 1 5 年豊島区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正

する。

第23条第1項中「10人」を「11人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会委員の上限数を改めるため、本案を提出いたします。

議員提出議案第8号

健康保険証の廃止を延期し、今の健康保険証の存続を求める意見書
上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 豊島区議会議員

川 瀬 さなえ	塚 田 ひさこ
さくま 一 生	中 山 よしと
宮 崎 けい子	西 崎 ふうか
儀 武 さとる	小 林 ひろみ
垣 内 信 行	森 とおる
清 水 みちこ	

豊島区議会議長 池 田 裕 一 様

健康保険証の廃止を延期し、今の健康保険証の存続を求める意見書

政府はマイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、2024年秋に健康保険証を廃止する方針です。

しかし、未だ様々なトラブルが発生しています。マイナ保険証に他人の情報がひもづけられていた、無保険者扱いで10割負担を患者に請求した、他人の医療情報が閲覧された、表示される負担割合と健康保険証の負担割合が異なる等です。

世論調査では健康保険証の廃止について延期や撤回を求める声が7割を超えています。

デジタル化は日本にとって喫緊の課題であることは間違いありません。しかし、現状は国民への十分な説明がなされたとは言えず、健康保険証の廃止に対する十分な理解が得られたと言い難い状況であると考えます。

よって、国民の不安を払拭し、徹底的なシステムの総点検を行うためにも、2024年秋の健康保険証の廃止を延期し、今の健康保険証を存続させることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

年 月 日

豊島区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

あて

議員提出議案第9号

国民健康保険制度の改善を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和5年12月5日

提出者 豊島区議会議員

儀 武 さとる 小 林 ひろみ
垣 内 信 行 森 とおる
清 水 みちこ

豊島区議会議員 池 田 裕 一 様

国民健康保険制度の改善を求める意見書

国民健康保険制度は、高齢者の加入が多いこと等から、一人当たりの医療費が高い一方、低所得者も多いために保険料の負担能力が低い構造の中で、更なる高齢化の進展に伴う医療費の増等により、年々、一人当たり保険料が上昇し、保険者及び被保険者の負担が増していくことが想定されるという課題を抱えている。制度における課題は枚挙にいとまがなく、その運営は大変厳しい状況である。

また、高齢化の進展による介護サービス利用者増に伴い、介護納付金が年々増加し、2号被保険者の負担が重くなっていくことが考えられる。
さらに、特別区においては、転出入率が高いことなどにより、保険料徴収に関して非常に厳しい環境下に置かれるなど、保険者の努力だけでは解決し得ない大都市特有の事情による様々な課題も抱えている。

よって、豊島区議会は、国会および政府において、国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるよう、次の方策を講じることを強く要請する。

記

- 1 保険者への更なる財政支援として、定率国庫負担割合の増加や調整交付金の財政調整分の別枠化、介護納付金に係る支援措置の実施等、国庫負担を充実させ、国保財政基盤を強化拡充すること。
- 2 被保険者の保険料負担軽減策の拡充として、低所得者層に対する、より一層の保険料負担軽減を図り、住民サービスが低下することなく、国民皆保険が安定的かつ持続的に運営できるよう、国の責任において更なる財政支援を講じること。
- 3 令和4年度より子どもに係る均等割保険料の軽減措置が導入され、未就学児の保険料が5割軽減されることとなったが、依然として大きい子育て世帯の経済的負担を軽減するため、対象の未就学児以外への拡大や軽減割合の拡大を早急に検討し、軽減措置の強化を図ること。
- 4 国民健康保険制度の構造的課題を抜本的に解決するための具体策を国の責務として提示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

豊島区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

あて

議員提出議案第10号

国民健康保険制度の改善を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和5年12月5日

提出者 豊島区議会議員

儀 武 さとる 小 林 ひろみ
垣 内 信 行 森 とおる
清 水 みちこ

豊島区議会議長 池 田 裕 一 様

国民健康保険制度の改善を求める意見書

特別区国民健康保険は被保険者の高齢化により医療費が増嵩する一方、被保険者に占める無職・非正規雇用・外国人世帯の割合や転出入率が高いことなどにより、保険料徴収に関して非常に厳しい環境下に置かれるなど、各区の努力だけでは解決し得ない様々な課題を抱えている。

よって、豊島区議会は、国民健康保険制度が安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の運営ができるよう、国民健康保険財政の責任主体としての方策を講じることを強く要請する。

記

- 1 保険料負担軽減策の更なる実施及び財政支援の拡充として、都の独自財政支援の拡充に加えて、被保険者の保険料負担に配慮した、きめ細かい財政措置を講じるとともに、特に低所得者に配慮した支援策を強化すること。
- 2 令和4年度より子どもに係る均等割保険料の軽減措置が導入されたが、子育て世帯への支援として、負担を更に軽減するため、対象及び軽減割合を拡大するよう、国へ働きかけること。
- 3 国民健康保険制度の構造的課題を抜本的に解決するための具体策を提示するよう、特別区の意見も踏まえ、国へ働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

豊島区議会議長名

東京都知事あて

議員提出議案第 11 号

国民健康保険制度の充実を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 5 日

提出者 豊島区議会議員

芳 賀 竜 朗 藤 澤 愛 子
辻 薫 高 橋 佳代子
細 川 正 博 星 京 子

豊島区議会議長 池 田 裕 一 様

国民健康保険制度の充実を求める意見書

国民健康保険は、被保険者に高齢者が多いことなどから、医療費が増加傾向にある一方、保険料負担能力が弱い方々の加入割合が高く、保険料の負担率が高いという構造的課題を抱えている。また、高齢化の進展による介護サービス利用者増に伴い、介護納付金が増加し、2号被保険者の負担が重くなっていくことが避けられないほか、近年の高額医薬品の使用、医療技術の高度化等が医療費の増要因となり、国保運営において新たな課題となっている。また、社会保険の適用拡大により、現役世代が被用者保険に移行することで、これまで以上に医療費がかかる層の加入割合が高まることが想定され、一人当たり保険料のさらなる増加が見込まれる。さらに、被保険者に占める無職・非正規雇用・外国人世帯の割合や転出入率が高いこと等により、非常に厳しい保険料徴収の環境下に置かれている。ついては、このような厳しい環境下にある国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるよう、国の責任において、下記の方策を講じること。

記

- 1 定率国庫負担割合の増加や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど国庫負担を充実させ、国保財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。
- 2 激変緩和措置の継続や高額医療費の保険給付に対する特別な財政支援など、被保険者の保険料負担や保険者の財政負担が急激に増えることのないよう、必要な措置を講じること。
- 3 増大する医療費の適正化に資するため、国は後発医薬品の使用促進を図るとともに、数量シェア目標値の達成に向けて必要な措置を講じること。
- 4 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料の軽減について、対象者および軽減割合の拡大を早急に検討し、軽減措置の強化を図ること。
- 5 外国人の資格の適正な管理、海外療養費、海外出産に伴う出産育児一時金の支給等、国外において発生した事由に基づく保険給付事業の適正な執行が行えるよう、国は国保の制度や運用の改善に向けて必要な措置を講じること。
- 6 より公平かつ健全な医療保険制度の実施のために、国民健康保険制度の構造的な課題の改善を含めた見直しについて必要な措置を講じること。
- 7 令和 6 年秋にマイナンバーカードと被保険者証の一体化を目指す政府方針を踏ま

え、国の責任において、区市町村に対する適切な措置を実施すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

豊島区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

あて

議員提出議案第12号

国民健康保険制度の充実を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和5年12月5日

提出者 豊島区議会議員

芳賀竜朗 藤澤愛子
辻 薫 高橋佳代子
細川正博 星京子

豊島区議会議長 池田裕一様

国民健康保険制度の充実を求める意見書

国民健康保険は、被保険者に高齢者が多いことなどから、医療費が増加傾向にある一方、保険料負担能力が弱い方々の加入割合が高く、保険料の負担率が高いという構造的課題を抱えている。また、高齢化の進展による介護サービス利用者増に伴い、介護納付金が年々増加し、2号被保険者の負担が重くなっていくことが避けられないほか、近年の高額医薬品の使用、医療技術の高度化等が医療費の増要因となり、国保運営において新たな課題となっている。また、社会保険の適用拡大により、現役世代が被用者保険に移行することで、これまで以上に医療費がかかる層の加入割合が高まることが想定され、一人当たり保険料のさらなる増加が見込まれる。さらに、被保険者に占める無職・非正規雇用・外国人世帯の割合や転出入率が高いこと等により、非常に厳しい保険料徴収の環境下に置かれている。このため、財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担う東京都は、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営ができるよう、下記の方策を講じること。

記

- 1 国民健康保険財政の責任主体として、東京都独自に必要な財政措置を講じること。
- 2 激変緩和措置の継続や高額医療費の保険給付に対する特別な財政支援など、被保険者の保険料負担や保険者の財政負担が急激に増えることのないよう、必要な措置を講じることが国へ働きかけること。
- 3 増大する医療費の適正化に資するため、国は後発医薬品の使用促進を図るとともに、数量シェア目標値の達成に向けて必要な措置を講じよう、国へ働きかけること。

- 4 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料の軽減について、対象者および軽減割合の拡大を早急に検討し、軽減措置の強化を図るよう、国へ働きかけること。
- 5 外国人の資格の適正な管理、海外療養費、海外出産に伴う出産育児一時金の支給等、国外において発生した事由に基づく保険給付事業の適正な執行が行えるよう、国は国保の制度や運用の改善に向けて必要な措置を講じるよう、国に働きかけること。
- 6 より公平かつ健全な医療保険制度の実施のために、国民健康保険制度の構造的な課題の改善を含めた見直しについて必要な措置を講じるよう、特別区の意見も踏まえ、国へ働きかけること。
- 7 令和6年秋にマイナンバーカードと被保険者証の一体化を目指す政府方針を踏まえ、国の責任において、区市町村に対する適切な措置を実施するよう、国へ働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

豊島区議会議長名

東京都知事あて

9 一般質問（発言通告）

(1) 第2回定例会（6月27日・6月28日）

6月27日（火）

氏 名 (会派名) (所要時間)	件 名	要 旨
芳 賀 竜 朗 (自民党豊島区議団) (約40分)	地域の声で、未来につなぐ新たな豊島	1 高際みゆき新区長の区政運営に臨む基本姿勢と抱負について 2 学校給食費の無償化について 3 中学生の放課後支援について 4 安心・安全対策について 5 望まない受動喫煙の防止対策と、公共喫煙所の整備について 6 池袋駅周辺のまちづくりについて 7 その他
高 橋 佳代子 (公明党) (約35分)	豊島新時代へ 人が主役の魅力あるまちに	1 区長の区政運営の方針について 2 子ども若者施策について 3 孤独・孤立対策について 4 暑さ対策について 5 まちづくりについて 6 その他
さくま 一 生 (立憲・れいわ) (約26分)	多様性と包摂性のある豊島区の実現の為に	1 高際区長の区政運営について 2 特別支援教育について 3 教育センターについて 4 駒込の魅力と価値を高める施策について 5 災害対策について 6 その他
細 川 正 博 (都民ファーストの会・国民) (約40分)	高野区政の継承と発展 区制100周年の未来に向けた土台作り	1 区長の区政への基本的な考え 2 子育て支援策 3 デジタル・AIの活用 4 池袋周辺のまちづくり 5 職員の働き方改革 6 施策の効果を高めるための地域組織再編 7 伝統工芸への支援 8 ハト等への給餌での被害防止 9 その他
垣 内 信 行 (日本共産党) (約30分)	住民が主人公の地方自治構築について新区長に問う	1 高際新区長の政治理念と区政運営に携わる基本姿勢について 2 新型コロナウイルス感染症対策について 3 学校給食無償化について 4 介護保険の拡充について 5 羽田新飛行ルートの中止、撤回を求めることについて 6 その他

6 月 2 8 日（水）

氏 名 (会派名) (所要時間)	件 名	要 旨
ふるぼう 知生 (維新・無所属) (約 3 0 分)	豊島区の未来を見据え、勇気ある選択を！	1 所信表明について 2 何を継承し、何を变えていくのかについて 3 その他
小 林 弘 明 (無所属元気の会) (約 1 0 分)	町会・商店街・地域のお祭りなどの地域コミュニティへ、新たな担い手となる若者を区と学校で連携斡旋する取組の実施を	1 大学・専門学校等と連携した地域コミュニティの新たな担い手参加施策について 2 睡眠の正しい知識と習慣を身に着ける睡眠教育指導「眠育」について
根 岸 光 洋 (公明党) (約 3 5 分)	住み続けたい 笑顔あふれる街 豊島区を目指して	1 認知症対策について 2 健康施策について 3 環境課題について 4 安心の街づくりについて 5 教育について 6 区民サービスの向上について 7 その他
中 山 よしと (立憲・れいわ) (約 1 4 分)	豊島区の業務を見直すことが区民の利益へと繋がる第一歩	1 業務の外部化について 2 行政評価について
森 とおる (日本共産党) (約 3 0 分)	希望ある未来の豊島区へ	1 物価高騰対策について 2 都立大塚病院の独法化について 3 池袋保健所の仮移転と本移転計画について 4 コミュニティバス導入について 5 誰もが安心して暮らせる街にするために (1)公園の整備について (2)自転車を取りまく環境整備について (3)受動喫煙防止対策について (4)フリーWi-Fi 設置について 6 その他
泉 谷 つよし (維新・無所属) (約 2 0 分)	豊島区のこれから	1 行政の継続と公約の係りにについて 2 マンションについて 3 保育行政について 4 ふるさと納税について
宮 崎 けい子 (立憲・れいわ) (約 1 5 分)	子どもたちが夢をもてるまちの実現に向けて	1 隣接校選択制について 2 育児支援ヘルパー事業について 3 「にしまる一む」について 4 池袋第五保育園と池袋幼稚園の統合による認定こども園について 5 豊島区政のビジョンについて
西 崎 ふうか (立憲・れいわ) (約 1 5 分)	多様性を認め合う社会の実現に向けて	1 パートナシップ制度について 2 不登校対策について 3 男女共同参画について 4 その他

(2)第3回定例会（9月26日・9月27日）

9月26日（火）

氏 名 (会派名) (所要時間)	件 名	要 旨
藤 澤 愛 子 (自民党豊島区議団) (約35分)	豊島の未来のために	1 令和4年度決算について 2 誰もが安心して暮らせるまちづくりについて 3 子供・若者施策について 4 その他
高 橋 佳代子 (公明党) (約35分)	「豊島新時代へ 人が主役の 魅力あるまちに」	1 SDG sの推進について 2 子ども・女性施策について 3 高齢者施策について 4 相続登記の申請義務化について 5 ウォーカブルなまちづくりについて 6 その他
川 瀬 さなえ (立憲・れいわ) (約20分)	「政治とは弱き者に光をあて ること」届いていなかった声 を大事にできる豊島区政を目 指して	1 令和4年度決算について 2 母子支援と子どもの最善の利益について 3 その他
星 京 子 (都民ファーストの会・民) (約30分)	「豊島の未来への展望」13 としまの将来像	1 区政運営について 2 豊島区の人口動態について 3 総合高齢社会対策について 4 男女の差について 5 地域活性化プロジェクトについて 6 池袋の都市像について 7 その他
小 林 ひろみ (日本共産党) (約35分)	誰もが住み続けられる豊島区 を	1 2022年度決算について 2 安心して介護、医療を受けられるために 3 障がい者の住まいについて 4 会計年度任用職員について 5 気候危機打開のために 6 その他
林 二 葉 (維新・無所属) (約25分)	健康で安全・安心なまちづく りをめざして15	1 民意把握について 2 ウォーカブルなまちづくりについて 3 自転車等の安全について 4 動物との共存について 5 その他
小 林 弘 明 (無所属元気の会) (約10分)	総合能力型から専門スキル型 の人材育成。特定分野専任職 員の育成推進で、住み続けたい 街ナンバーワン豊島区の実 現を！	1 外部人材登用の成果と今後について 2 専門領域職員の育成について

9月27日（水）

氏 名 (会派名) (所要時間)	件 名	要 旨
松 下 創一郎 (自民党豊島区議団) (約35分)	光差す未来を創り、掴もう	1 災害対策について 2 部活動について 3 教育ICTについて 4 幼児教育の今後について 5 LGBT理解増進法について 6 その他
ふ ま ミ チ (公明党) (約30分)	人がつながり、支えあい、ともに暮らす街 としま	1 不登校施策について 2 読書活動について 3 障がい者施策について 4 その他
塚 田 ひさこ (立憲・れいわ) (約30分)	誰ひとり取り残さない、としまのまちづくりへ～区民の命とくらしを守る行政サービスの拡充を～	1 マイナナンバーカードについて 2 福祉政策について 3 コロナ禍以降増え続ける「生きづらさ」を抱える女性への支援について 4 環境に関する政策について 5 その他
原 田 たかき (都民ファーストの会・国民) (約20分)	豊島区のさらなる発展の礎を築く	1 事業者支援政策 2 学校教育 3 環境政策 4 その他
清 水 みちこ (日本共産党) (約25分)	安心して産み、育て、学び、住み続けられる豊島区にするためにいまこそ切れ目のない支援を	1 区長の政治姿勢について 2 切れ目のない子育て支援について 3 教育と学校をとりまく課題について ①学校施設等長寿命化計画について ②水泳授業の外部化について 4 その他
入 江 あゆみ (維新・無所属) (約20分)	豊島区の今後のあゆみと現状の課題について	1 高橋みゆき新区長の区長公約について 2 ふるさと納税流出対策について 3 漫画・アニメの聖地豊島区における表現の自由について 4 気候に左右されない子どもたちの体力作りについて 5 高齢者支援施策について 6 その他
宮 崎 けい子 (立憲・れいわ) (約20分)	安全で安心な日々の暮らしのために	1 産後ケアについて 2 子どもたちの教育環境について 3 新たな交通手段について

(3) 第4回定例会（11月21日・11月22日）

11月21日（火）

氏 名 (会派名) (所要時間)	件 名	要 旨
有 里 真 穂 (自民党豊島区議団) (約40分)	ともに創ろう、豊島の未来。	1 災害対策について 2 子育てと教育について 3 高齢者に優しいまちづくりについて 4 その他
高 橋 佳代子 (公明党) (約35分)	「豊島新時代へ 人が主役の 魅力あるまちに」	1 総合経済対策について 2 教育施策について 3 子ども施策について 4 池袋保健所について 5 池袋駅コア整備方針2024（素案）について 6 その他
西 崎 ふうか (立憲・れいわ) (約25分)	多様性を認め合う社会の実現 に向けて2	1 L G B T理解増進法の豊島区の取り組みにつ いて 2 不登校対策について 3 子どもの権利と意見の尊重について 4 会計年度任用職員の処遇改善について 5 その他
片岡 きょうこ (都民ファーストの会・民) (約50分)	時代の先端をいく豊島区をめ ざして	1 女性区長と社会的意義 2 都市の再開発と緑被率の向上 3 学級の少人数化と英語教育 4 産前産後支援 5 姉妹都市秩父市との交流事業 6 債権管理の推進 7 駒込のまちづくり 8 その他
儀 武 さとる (日本共産党) (約35分)	区民の暮らしと福祉を守る予 算編成を	1 来年度予算編成にむけて、区がやるべきことにつ いて 2 地方自治体の情報システムの標準化について 3 気候危機打開について 4 その他
泉 谷 つよし (維新・無所属) (約25分)	豊島区の未来	1 マンションについて 2 学校開放について 3 公衆衛生について 4 介護保険について 5 その他

1 1 月 2 2 日（水）

氏 名 (会派名) (所要時間)	件 名	要 旨
小 林 弘 明 (無所属元気の会) (約 1 0 分)	区民が安心でき、安全な生成 A I 利活用ガイドラインの策 定・推進で、区民サービスの向 上と職員の業務負担削減、効 率化の両立を！	1 ChatGPT をはじめとする、生成A I の利活用に ついて 2 豊島区の生成A I 利活用ガイドラインについ て
井 上 幸 一 (自民党豊島区議団) (約 3 0 分)	地元密着、新しいまちづくり	1 治安対策について 2 ごみ問題について 3 池袋本町の街づくりについて 4 その他
北 岡 あや子 (公明党) (約 3 0 分)	誰一人取り残さない、やさし さあふれる街豊島	1 防災震災対策について 2 少子化対策について 3 子ども施策について 4 その他について
中 山 よしと (立憲・れいわ) (約 2 0 分)	時勢を反映した豊島区政へ！	1 男性育児の支援制度について 2 国民健康保険の収納について 3 監査委員制度について
垣 内 信 行 (日本共産党) (約 2 5 分)	区政の歪みを正し、住民要望 に応えた未来に向けて	1 学校改築、公園用地のための新たな区有地確保 について 2 住民本位の住宅対策について 3 低所得者対策について 4 その他
ふるぼう 知生 (維新・無所属) (約 2 5 分)	中長期的な視点で豊島区の未 来を描こう！	1 高野区政の検証について 2 豊島区公共施設等総合管理計画について 3 その他
塚 田 ひさこ (立憲・れいわ) (約 2 0 分)	誰ひとり取り残さない、とし まのまちづくりへ	1 「公共」の役割としての働く環境の整備につい て 2 その他

【付 記】

1 歴代区会・区議会議員、副議長

(1) 歴代区会議長、副議長

	議 長	在職期間		副議長	在職期間
1	西 浦 周 三 郎	S 7. 12. 19～S 8. 12. 15	1	足 立 銀 次 郎	S 7. 12. 19～S 8. 12. 15
2	本 多 明	S 8. 12. 20～S10. 4. 1	2	青 木 綱 吉	S 8. 12. 20～S10. 4. 4
3	吉 井 保 次 郎	S10. 4. 4～S10. 10. 1	3	奥 村 晶 司	S10. 4. 4～S11. 11. 26
4	岸野弥左衛門	S11. 5. 4～S11. 11. 26			
5	原 定 良	S11. 12. 9～S15. 11. 26	4	渡 辺 善 友	S11. 12. 9～S15. 11. 26
6	高 島 勇 次 郎	S15. 12. 12～S21. 10. 8	5	篠 原 智 光	S15. 12. 12～S21. 10. 8
7	篠 原 智 光	S21. 10. 8～S22. 4. 29	6	丹 野 虎 吉	S21. 10. 8～S22. 4. 29

(2) 歴代区議会議員、副議長

	議 長	在職期間		副議長	在職期間
1	今 泉 清	S22. 5. 31～S23. 7. 18	1	布 目 徳 三 郎	S22. 5. 31～S23. 7. 18
2	今 泉 清	S23. 7. 18～S24. 7. 18	2	布 目 徳 三 郎	S23. 7. 18～S24. 7. 18
3	田 村 福 太 郎	S24. 7. 18～S25. 8. 17	3	斎 藤 知 茂	S24. 7. 18～S25. 8. 17
4	田 村 福 太 郎	S25. 8. 17～S26. 4. 1	4	斎 藤 知 茂	S25. 8. 17～S26. 4. 29
5	森 川 重 吉	S26. 6. 6～S27. 11. 28	5	古 賀 清	S26. 6. 6～S27. 11. 28
6	元 谷 宇 吉	S27. 11. 28～S28. 11. 25	6	四 海 民 蔵	S27. 11. 28～S28. 11. 25
7	早 川 繁 太 郎	S28. 11. 25～S29. 10. 4	7	宮 坂 忠 長	S28. 11. 25～S29. 10. 4
8	今 泉 清	S29. 10. 4～S30. 4. 30	8	田 村 為 次 郎	S29. 10. 4～S30. 4. 30
9	山 下 帙 雄	S30. 6. 16～S31. 6. 16	9	宮 坂 忠 長	S30. 6. 17～S31. 6. 16
10	四 海 民 蔵	S31. 6. 16～S32. 8. 7	10	足 立 平 蔵	S31. 6. 16～S32. 8. 7
11	笠 原 孫 蔵	S32. 8. 7～S33. 11. 14	11	森 幸 二	S32. 8. 7～S33. 11. 14
12	笠 原 孫 蔵	S33. 11. 14～S34. 4. 30	12	森 幸 二	S33. 11. 14～S34. 4. 30
13	森 茂 吉	S34. 6. 26～S35. 6. 29	13	佐々木庄次郎	S34. 6. 26～S35. 6. 29
14	山 下 帙 雄	S35. 6. 29～S36. 10. 19	14	土 屋 剛	S35. 6. 29～S36. 10. 19
15	元 谷 宇 吉	S36. 10. 19～S37. 9. 29	15	前 田 弘	S36. 10. 19～S37. 9. 29
16	山 下 帙 雄	S37. 9. 29～S38. 4. 30	16	松 本 義 雄	S37. 9. 29～S38. 4. 30
17	田 村 為 次 郎	S38. 6. 4～S40. 3. 27	17	塚 越 常 三	S38. 6. 4～S40. 3. 27
18	山 下 帙 雄	S40. 3. 27～S42. 4. 30	18	矢 島 博 文	S40. 3. 27～S42. 4. 30
19	山 口 幸 之 助	S42. 6. 22～S43. 7. 20	19	鈴 木 栄 次 郎	S42. 6. 22～S43. 7. 20
20	山 口 幸 之 助	S43. 7. 20～S44. 7. 21	20	篠 喜 三 郎	S43. 7. 20～S44. 7. 21
21	元 谷 宇 吉	S44. 7. 21～S45. 7. 21	21	池 田 三 郎	S44. 7. 21～S45. 7. 21
22	元 谷 宇 吉	S45. 7. 21～S46. 4. 30	22	後 藤 軍 一	S45. 7. 21～S46. 4. 30
23	河 村 孝 信	S46. 5. 28～S47. 7. 17	23	竹 内 武 安	S46. 5. 28～S47. 7. 17
24	前 田 弘	S47. 7. 17～S48. 8. 9	24	実 石 正 直	S47. 7. 17～S48. 8. 9
25	塚 越 常 三	S48. 8. 9～S49. 8. 8	25	広 部 敏 政	S48. 8. 9～S49. 8. 8
26	大 島 林 平	S49. 8. 8～S50. 4. 30	26	岡 田 良 一	S49. 8. 8～S50. 4. 30
27	関 と し 子	S50. 6. 3～S51. 9. 9	27	真 島 泰 峨	S50. 6. 10～S51. 8. 23
28	粕 谷 み や 子	S51. 9. 9～S52. 9. 10	28	山 田 五 郎	S51. 9. 9～S52. 9. 10
29	塚 越 常 三	S52. 9. 10～S53. 9. 14	29	新 川 栄 一	S52. 9. 10～S53. 9. 14
30	大 島 林 平	S53. 9. 14～S54. 4. 30	30	松 原 正 好	S53. 9. 14～S54. 4. 30
31	後 藤 軍 一	S54. 5. 31～S55. 5. 31	31	本 橋 博	S54. 5. 31～S55. 5. 31
32	橋 本 莊	S55. 5. 31～S56. 6. 1	32	今 泉 義 明	S55. 5. 31～S56. 6. 1
33	毛 塚 九 平	S56. 6. 1～S57. 6. 22	33	小 池 兼 雄	S56. 6. 1～S57. 6. 22
34	真 島 泰 峨	S57. 6. 22～S58. 4. 30	34	鈴 木 康 之	S57. 6. 22～S58. 4. 30

	議 長	在職期間		副議長	在職期間
35	新 川 栄 一	S58. 5. 24～S59. 5. 25	35	宮 田 誠	S58. 5. 24～S59. 5. 25
36	山 田 五 郎	S59. 5. 25～S60. 5. 31	36	吉 倉 章	S59. 5. 25～S60. 5. 31
37	本 橋 博	S60. 5. 31～S61. 6. 11	37	菅 原 啓 二	S60. 5. 31～S61. 6. 11
38	篠 徹 一	S61. 6. 11～S62. 4. 30	38	平 尾 一 郎	S61. 6. 11～S62. 4. 30
39	岡 芹 一 夫	S62. 5. 26～S63. 5. 30	39	吉野徳次郎	S62. 5. 26～S63. 5. 30
40	今 泉 義 明	S63. 5. 30～H 1. 5. 30	40	市 川 仁	S63. 5. 30～H 1. 5. 30
41	本 橋 博	H 1. 5. 30～H 2. 5. 30	41	小 倉 秀 雄	H 1. 5. 30～H 2. 5. 30
42	伊 原 隆	H 2. 5. 30～H 3. 4. 30	42	宮 田 誠	H 2. 5. 30～H 3. 4. 30
43	鈴 木 康 之	H 3. 5. 24～H 4. 5. 25	43	堀 口 謙	H 3. 5. 24～H 4. 5. 25
44	副 島 健	H 4. 5. 25～H 5. 5. 25	44	菅 原 啓 二	H 4. 5. 25～H 5. 5. 25
45	小 池 兼 雄	H 5. 5. 25～H 6. 5. 25	45	市 川 仁	H 5. 5. 25～H 6. 5. 25
46	山 田 五 郎	H 6. 5. 25～H 7. 4. 30	46	吉野徳次郎	H 6. 5. 25～H 7. 4. 30
47	吉 田 敬	H 7. 5. 25～H 8. 5. 28	47	金 子 義 隆	H 7. 5. 25～H 8. 5. 28
48	遠 竹 よ し こ	H 8. 5. 28～H 8. 7. 10	48	小 倉 秀 雄	H 8. 5. 28～H 9. 5. 28
49	岡 田 良 一	H 8. 7. 10～H 9. 5. 28	49	堀 口 謙	H 9. 5. 28～H10. 5. 28
50	岡 田 良 一	H 9. 5. 28～H 9. 7. 16			
51	吉 田 明 三	H 9. 7. 16～H10. 5. 28	50	原 田 太 吉	H10. 5. 28～H11. 4. 30
52	鈴木健三郎	H10. 5. 28～H11. 4. 30			
53	熊 崎 み ど り	H11. 5. 26～H12. 5. 26	51	池 内 晋 三 郎	H11. 5. 26～H12. 5. 26
54	篠 徹 一	H12. 5. 26～H13. 5. 28	52	大 谷 洋 子	H12. 5. 26～H13. 5. 28
55	遠 竹 よ し こ	H13. 5. 28～H14. 5. 28	53	此 島 澄 子	H13. 5. 28～H14. 5. 28
56	小 倉 秀 雄	H14. 5. 28～H15. 4. 30	54	戸 塚 由 雄	H14. 5. 28～H15. 4. 30
57	小 峰 博	H15. 5. 26～H16. 5. 26	55	木 下 広	H15. 5. 26～H16. 5. 26
58	戸 塚 由 雄	H16. 5. 26～H17. 5. 26	56	泉 谷 つ よ し	H16. 5. 26～H17. 5. 26
59	副 島 健	H17. 5. 26～H18. 5. 26	57	池 内 晋 三 郎	H17. 5. 26～H18. 5. 26
60	里 中 郁 男	H18. 5. 26～H19. 4. 30	58	福 原 保 子	H18. 5. 26～H19. 4. 30
61	吉 村 辰 明	H19. 5. 28～H20. 5. 28	59	藤 本 き ん じ	H19. 5. 28～H20. 5. 28
62	吉 村 辰 明	H20. 5. 28～H21. 5. 28	60	中 島 義 春	H20. 5. 28～H21. 5. 28
63	本 橋 弘 隆	H21. 5. 28～H22. 5. 28	61	小 林 俊 史	H21. 5. 28～H22. 5. 28
64	堀 宏 道	H22. 5. 28～H23. 4. 30	62	此 島 澄 子	H22. 5. 28～H23. 4. 30
65	里 中 郁 男	H23. 5. 23～H24. 5. 23	63	島 村 高 彦	H23. 5. 23～H24. 5. 23
66	村 上 宇 一	H24. 5. 23～H25. 5. 23	64	木 下 広	H24. 5. 23～H25. 5. 23
67	竹 下 ひ ろ み	H25. 5. 23～H26. 5. 23	65	高 橋 佳 代 子	H25. 5. 23～H26. 5. 23
68	本 橋 弘 隆	H26. 5. 23～H27. 4. 30	66	中 島 義 春	H26. 5. 23～H27. 4. 30
69	村 上 宇 一	H27. 5. 25～H28. 5. 25	67	辻 薫	H27. 5. 25～H28. 5. 25
70	竹 下 ひ ろ み	H28. 5. 25～H29. 5. 25	68	西 山 陽 介	H28. 5. 25～H29. 5. 25
71	木 下 広	H29. 5. 25～H30. 5. 28	69	大 谷 洋 子	H29. 5. 25～H30. 5. 28
72	磯 一 昭	H30. 5. 28～H31. 4. 30	70	根 岸 光 洋	H30. 5. 28～H31. 4. 30
73	磯 一 昭	R 1. 5. 23～R 2. 5. 25	71	島 村 高 彦	R 1. 5. 23～R 2. 5. 25
74	村 上 宇 一	R 2. 5. 25～R 3. 5. 25	72	河 原 弘 明	R 2. 5. 25～R 3. 5. 25
75	磯 一 昭	R 3. 5. 25～R 4. 5. 25	73	辻 薫	R 3. 5. 25～R 4. 5. 25
76	木 下 広	R 4. 5. 25～R 5. 4. 30	74	永 野 裕 子	R 4. 5. 25～R 5. 4. 16
77	池 田 裕 一	R 5. 5. 25～	75	西 山 陽 介	R 5. 5. 25～

2 歴代区長、助役、副区長

	区 長		在任期間			助 役		在任期間	
1	井 上	桂	S 7. 10. 1～S 8. 11. 2						
2	石 森	勲 夫	S 8. 11. 2～S12. 12. 3						
3	池 田	魁	S12. 12. 3～S14. 6. 20						
4	磯 村	英 一	S14. 6. 20～S14. 12. 11						
5	池 田	哲 太 郎	S14. 12. 11～S16. 9. 12						
6	片 山	輝 一	S16. 9. 12～S18. 6. 30						
7	山 田	市 平	S18. 7. 1～S20. 6. 8						
8	藤岡	和 三 郎	S20. 6. 8～S21. 11. 27						
心得	佐々木	高 勲	S21. 11. 27～S22. 3. 15						
心得	木 村	秀 崇	S22. 3. 15～S22. 4. 12						
1	須 藤 喜 三 郎		S22. 4. 12～S26. 4. 5		1	木 村 秀 崇		S22. 6. 27～S26. 6. 26	
2	須 藤 喜 三 郎		S26. 4. 23～S30. 1. 22		2	木 村 秀 崇		S26. 6. 27～S30. 3. 7	
3*	木 村 秀 崇		S30. 3. 7～S34. 3. 6		3	須 永 正 雄		S30. 4. 8～S34. 4. 7	
4*	木 村 秀 崇		S34. 3. 8～S38. 3. 7		4	日 比 寛 道		S34. 7. 17～S38. 7. 16	
5*	木 村 秀 崇		S38. 3. 8～S42. 3. 7		5	日 比 寛 道		S38. 7. 17～S42. 7. 16	
6*	木 村 秀 崇		S42. 4. 5～S46. 4. 4		6	日 比 寛 道		S42. 7. 17～S46. 7. 14	
7*	日 比 寛 道		S46. 7. 14～S50. 4. 26		7	多 田 敬 三		S46. 7. 26～S50. 7. 25	
8	日 比 寛 道		S50. 4. 27～S54. 4. 26		8	多 田 敬 三		S50. 7. 26～S54. 7. 25	
9	日 比 寛 道		S54. 4. 27～S58. 4. 26		9	多 田 敬 三		S54. 7. 26～S58. 7. 25	
10	日 比 寛 道		S58. 4. 27～S62. 4. 26		10	多 田 敬 三		S58. 7. 26～S59. 4. 9	
11	加 藤 一 敏		S62. 4. 27～H 3. 4. 26		11	加 藤 一 敏		S59. 7. 9～S62. 3. 16	
12	加 藤 一 敏		H 3. 4. 27～H 7. 4. 26		12	近 藤 秀 夫		S62. 7. 2～H 3. 7. 1	
13	加 藤 一 敏		H 7. 4. 27～H11. 4. 26		13	近 藤 秀 夫		H 3. 7. 3～H 7. 7. 2	
14	高 野 之 夫		H11. 4. 27～H15. 4. 26		14	近 藤 秀 夫		H 7. 7. 3～H10. 12. 15	
15	高 野 之 夫		H15. 4. 27～H19. 4. 26		15	中 原 昭		H10. 12. 17～H14. 3. 31	
16	高 野 之 夫		H19. 4. 27～H23. 4. 26		16	水 島 正 彦		H14. 4. 1～H18. 3. 31	
					17	水 島 正 彦		H18. 4. 1～H19. 3. 31	
						副 区 長		在任期間	
17	高 野 之 夫		H23. 4. 27～H27. 4. 26		17	水 島 正 彦		H19. 4. 1～H22. 3. 31	
					18	水 島 正 彦		H22. 4. 1～H26. 3. 31	
	区 長		在任期間			副 区 長		在任期間	
18	高野之夫		H27. 4. 27～ H31. 4. 26		19	水島正彦		H26. 4. 1～ H30. 3. 31	
					20			渡邊浩司	
					21	齊藤雅人		宿本尚吾	
					22			呉祐一郎	
19	高野之夫		H31. 4. 27～ R 5. 2. 8		23			高際みゆき	
								R 2. 4. 1～ R 5. 3. 20	

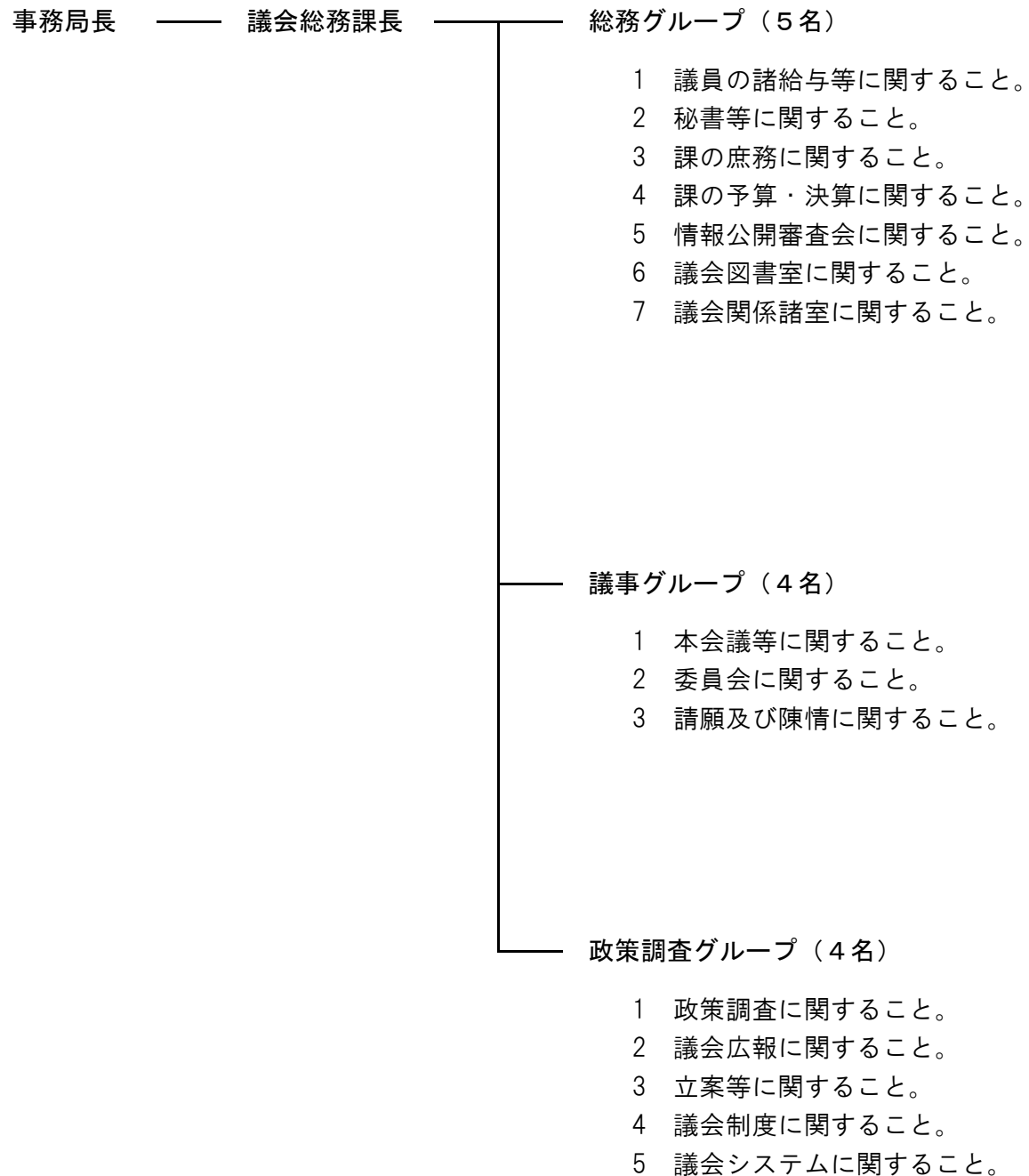
	区 長	在任期間		副 区 長	在任期間	副 区 長	在任期間
20	齊藤雅人 (区長職務代理者 副区長)	R 5. 2. 9～ R 5. 4. 23					
21	高際みゆき	R 5. 4. 23～	24 25	天貝勝己	R 5. 7. 11～	上野雄一	R 5. 6. 1～

※ 区長については、昭和22年4月12日以降は公選（3*、4*、5*、6*、7*の期間は、都知事の同意を得て区議会が選任）。

※ 助役については、平成19年4月1日に副区長に名称変更。

※ 平成26年4月1日より、副区長の定数を2名に変更。

3 区議会事務局の組織と分掌事務（令和5年12月31日現在）



4 議会広報

①としま区議会だより 年6回（定例会等閉会後と元日）

発行号数	第290号	第291号	第292号	第293号	第294号	第295号
発 行 日	1月1日	2月1日	4月30日	6月15日	8月21日	12月1日
内 容	新年号	令和4年 4定号	令和5年 1定号	令和5年 1臨号	令和5年 2定号	令和5年 3定号
主な記事	○議長の新年のあいさつ ○会派等の新年の抱負 ○議員名簿（議席順）	○定例会の概要 ○議案・陳情等の審議結果 ○一般質問(要旨) ○委員会での質疑・審査状況		○臨時会の概要 ○議案の審議結果 ○区議会の新体制、会派等・委員会別名簿	○定例会の概要 ○議案・請願・陳情等の審議結果 ○一般質問(要旨) ○委員会での質疑・審査状況	
		○西巢鴨橋桁等製作工事請負契約についてなどを可決 ○意見書等(要旨)	○5年度予算審議状況、予算概要、会派意見表明		○5年度豊島区一般会計補正予算(第4号)などを可決	○4年度決算審議状況、決算概要、会派意見表明
規格・様式	タ ブ ロ イ ド 判					
	カラー刷 4頁	カラー刷 8頁		カラー刷 4頁	カラー刷 8頁	
発行部数	189,000	75, 000	70, 950	197,050	70, 900	70, 900
全戸配布・新聞折込部数	171, 544	62, 995	58, 849	181, 040	58, 816	58, 760
希望者配付部数	—	4, 955	5, 051	—	5, 084	5, 140
配布方法	朝日・読売・毎日・東京・日本経済・産経新聞の講読世帯に折込配布。 希望者宅に宅配。 第290号、293号は全戸配布。 他に、区内の主要駅、公衆浴場、郵便局等において配布。					

②としま区議会だより（テープ版・点字版）

発行号数	第290・291号	第292号	第293・294号	第295号
内容	各号の区議会だよりを反訳			
配付方法	区内在住で、希望する方に無料送付			
テープ版発行数等	90・60分各1本 9組	90・60分各1本 9組	90・60分各1本 9組	90・60分各1本 9組
点字版発行数等	150頁 12部	126頁 12部	144頁 12部	116頁 12部

③豊島区議会年報 年1回発行 80部

④区議会ホームページ

アドレス <https://www.city.toshima.lg.jp/kuse/gikai/>

掲載内容 議員一覧、正副議長あいさつ、区議会のあらまし、請願・陳情の手続き、傍聴について、区議会の日程、定例会の予定、一般質問（発言通告）、委員会審査案件・報告事項、区議会の会議結果、行政視察、意見書・要望書等、議会施設案内、区議会だより（PDF版）、年報、区議会活動の報告、議会BCP（業務継続計画）、議会改革、政治倫理、議会報告会、議会の情報公開、議長交際費執行状況、政務活動費、インターネット議会中継（平成31年1定以降分）、会議録検索、豊島区議会関連リンク集

令和5年1月1日～令和5年12月31日のアクセス件数

35,594件

⑤インターネット議会中継

平成20年第3回定例会から、本会議及び予算特別委員会、決算特別委員会の録画中継を開始し、平成27年第2回臨時会から、本会議及び予算特別委員会、決算特別委員会のライブ中継並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の録画中継を開始した。

また、令和元年第3回定例会より、本会議のライブ中継及び録画中継に手話通訳を導入した。（定例会初日…区長の所信表明、招集あいさつ、定例会2・3日目…一般質問）

録画日より5営業日以内に区議会ホームページにて公開している。

令和5年1月1日～令和5年12月31日のアクセス件数（パソコン、スマートフォンから）

35,072件

5 豊島区議会会議録（令和5年発行分）

定例会・臨時会後に発行

各 60部

令和4年第3回定例会

同 第4回定例会

令和5年第1回定例会

同 第1回臨時会

同 第2回定例会

6 議会図書室

① 議会図書室蔵書冊数（令和5年12月31日現在）

計 8, 537冊

【内 訳】

0 総 記	1 8 7冊
1 哲 学	1 8冊
2 歴 史	1 9 0冊
3 社会科学	2, 1 1 8冊
4 自然科学	7 0冊
5 技術・工学	1 8 1冊
6 産業	1 1 0冊
7 芸術・美術	6 2冊
8 言語	6 0冊
9 文学	1 5冊
○ 行政資料	3, 8 9 8冊
○ 議会資料	1, 0 6 2冊
○ 会 議 録	5 6 6冊

【3 社会科学内訳】		
3 0 0	社会科学	9 2冊
3 1 0	政 治	1, 1 6 5冊
3 2 0	法 律	8 8冊
3 3 0	経 済	1 7 7冊
3 4 0	財 政	1 5 6冊
3 5 0	統 計	4冊
3 6 0	社 会	3 3 3冊
3 7 0	教 育	9 0冊
3 8 0	風俗習慣・民俗学・ 民族学	5冊
3 9 0	国防・軍事	8冊

② 令和5年度図書購入等冊数（追録・資料を除く）

計 1 4 6冊

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

【内訳】

0 総 記	1 0冊
1 哲 学	0冊
2 歴 史	0冊
3 社会科学	6冊
4 自然科学	0冊
5 技術・工学	0冊
6 産業	0冊
7 芸術・美術	0冊
8 言語	0冊
9 文学	0冊
○ 行政資料	9 3冊
○ 議会資料	3 3冊
○ 会 議 録	4冊

【3 社会科学内訳】		
3 0 0	社会科学	0冊
3 1 0	政 治	6冊
3 2 0	法 律	0冊
3 3 0	経 済	0冊
3 4 0	財 政	0冊
3 5 0	統 計	0冊
3 6 0	社 会	0冊
3 7 0	教 育	0冊
3 8 0	風俗習慣・民俗学・ 民族学	0冊
3 9 0	国防・軍事	0冊

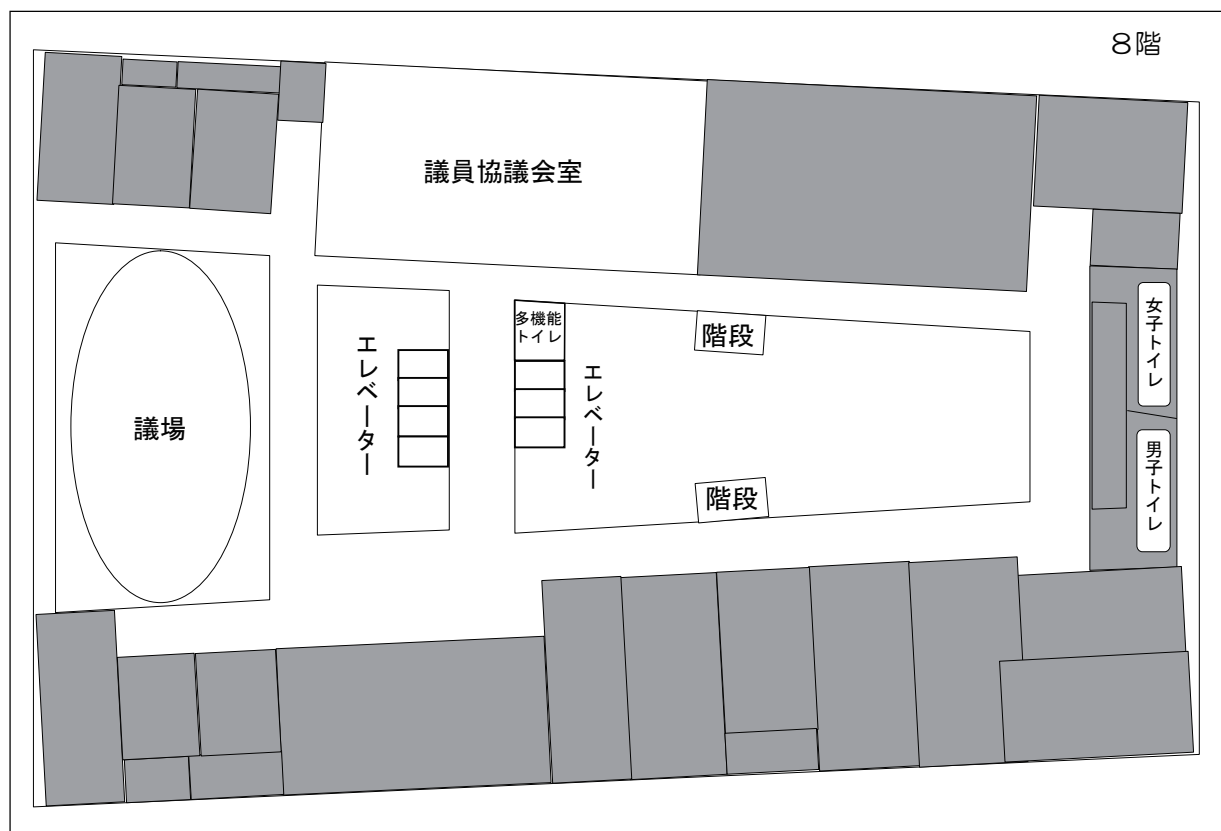
7 区議会予算（令和5年度当初予算）

（単位：千円）

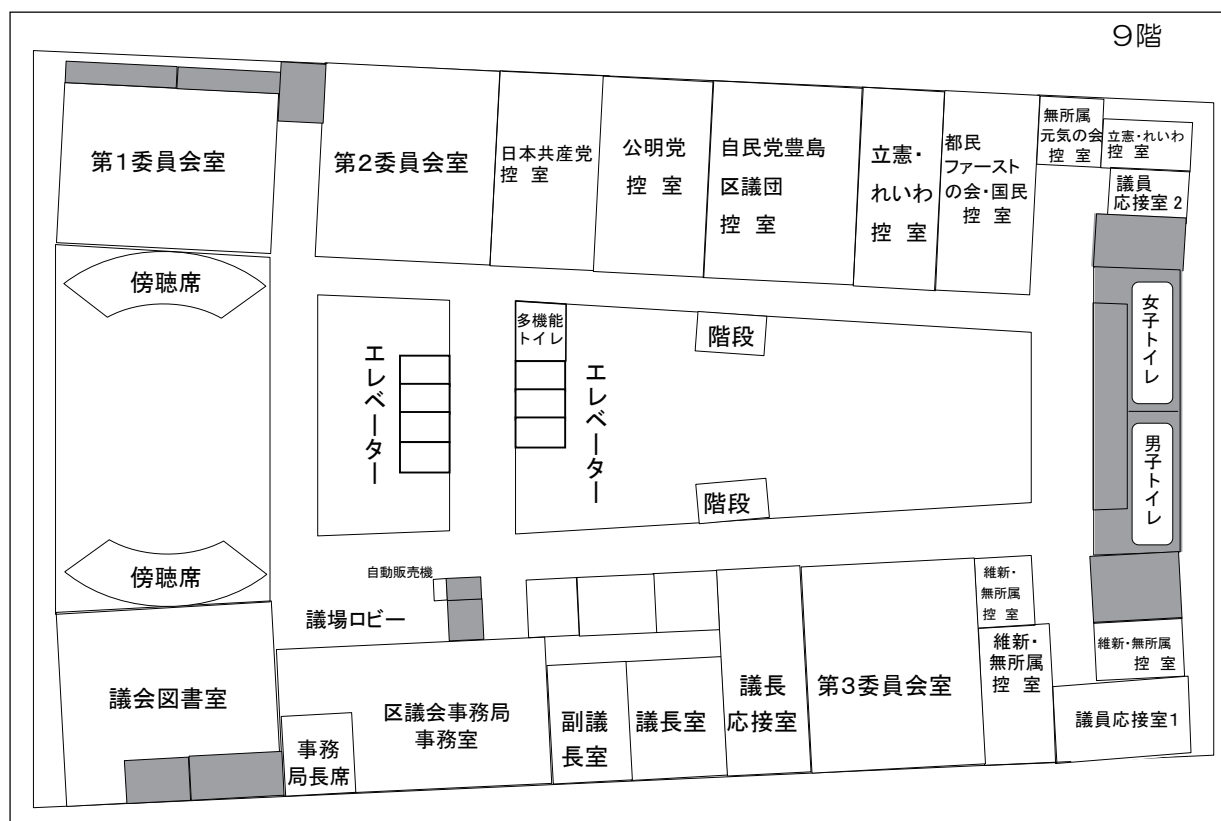
目	本 年 度 （ 5 年 度 当 初 ）	前 年 度 （ 4 年 度 当 初 ）	比 較 （ 増 △ 減 ）	区 分	金 額
1 議 会 費	646,571	651,207	△ 4,636	報 酬	394,287
				給 料	52,405
				職 員 手 当 等	43,173
				共 済 費	34,653
				報 償 費	65
				旅 費	2,678
				交 際 費	1,400
				需 用 費	5,069
				役 務 費	3,128
				委 託 料	30,831
				使用料及び賃借料	6,593
				備 品 購 入 費	252
				負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金	72,037
計	646,571	651,207	△ 4,636		

8 議会関係諸室配置図

(1) 豊島区役所本庁舎 8 階



(2) 豊島区役所本庁舎 9 階



豊島区議会年報

令和 5 年

令和 6 年 3 月発行

豊島区議会事務局

〒171-8422

豊島区南池袋 2-45-1

(豊島区役所 9 階)

TEL 03-3981-1453 (直通)

FAX 03-3981-3975

<http://www.city.toshima.lg.jp/kuse/gikai/>

